



第32回定時株主総会 招集ご通知



開催日時 2019年6月21日(金曜日)午前10時
(受付開始時刻 午前9時)

開催場所 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間

決議事項 <会社提案 (第1号議案から第6号議案まで) >

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 11名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役 1名選任の件
- 第4号議案 取締役15名選任の件
- 第5号議案 取締役に對する業績連動型株式報酬制度導入の件
- 第6号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額改定の件

<株主提案 (第7号議案から第12号議案まで) >

- 第7号議案 自己株式の取得の件
- 第8号議案 定款一部変更 (指名委員会等設置会社への移行) の件
- 第9号議案 取締役 3名選任の件
- 第10号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件
- 第11号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬額改定及び譲渡制限付株式の導入の件
- 第12号議案 社外取締役の報酬額改定の件

九州旅客鉄道株式会社
KYUSHU RAILWAY COMPANY

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、当社の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は2019年6月21日に第32回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席賜りますようお願いいたします。

当社は1987年の会社発足以来、「お客さま第一」と「地域密着」を旨として、安全とサービスをすべての事業の基盤とする企業風土をつくり、これまで立ち止まることなくグループ総合力を培いながら成長と進化を続けてきました。

「JR九州グループ中期経営計画2016-2018」の最終年度となった2018年度は、「やさしくて力持ちの“総合的なまちづくり企業グループ”」を目指し、すべての事業を支える4つの柱「安全」「サービス」「人材」「デザインと物語（ストーリー）」をより強固なものとしながら、3つの重点戦略「すべての事業の根幹である強靱な鉄道づくり」「九州における積極的なまちづくり」「新たな事業と九州外エリアへの挑戦」を積極的に推進し、経営数値目標である営業収益4,000億円、EBITDA780億円を達成しました。

2019年度は3カ年の「JR九州グループ中期経営計画2019-2021-次の成長ステージに向けて-」の初年度です。3つの重点取り組みとして掲げた「更なる経営基盤強化」「主力事業の更なる収益力強化」「新たな領域における成長と進化」を推進するとともに、すべての事業の基盤となる「ESG」「安全」「サービス」「人づくり」への取り組みにも注力してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き、当社グループの事業活動にご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2019年5月
代表取締役社長執行役員
青柳 俊彦

目次

招集ご通知

第32回定時株主総会招集ご通知	2
-----------------	---

議決権の代理行使の勧誘に関する

参考書類及び株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件	8
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件	9
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	23
第4号議案 取締役15名選任の件	24
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	29

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件	33
------------------------------------	----

<株主提案（第7号議案から第12号議案まで）>

第7号議案 自己株式の取得の件	34
第8号議案 定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件	37

第9号議案 取締役3名選任の件	45
第10号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	50
第11号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定及び譲渡制限付株式の導入の件	51
第12号議案 社外取締役の報酬額改定の件	53

[添付書類]

事業報告	54
------	----

連結計算書類

連結貸借対照表	74
連結損益計算書	75

計算書類

貸借対照表	76
損益計算書	77

監査報告	78
------	----

株 主 各 位

証券コード：9142
2019年5月31日

福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長執行役員 青柳俊彦

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、委任状、議決権行使書又はインターネット等によって議決権を行使することができます。

当社としましては、委任状による議決権行使をお願いしておりますので、後記8頁から53頁の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご検討いただきまして、議決権行使書と共に返信用封筒にて2019年6月20日(木曜日)午後5時30分までに到着するようにご返信くださいますようお願い申し上げます。

委任状以外の方法によって議決権を行使される場合には、後記5頁の「その他の方法による議決権行使のご案内」をご参照ください。

記

敬具

1. 日 時	2019年6月21日(金曜日) 午前10時 (受付開始時刻 午前9時)
2. 場 所	福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号 ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項	
報告事項	1 第32期(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2 第32期(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

招集ご通知

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

決議事項	<会社提案 (第1号議案から第6号議案まで) >
	第1号議案 剰余金の処分の件
	第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 11名選任の件
	第3号議案 監査等委員である取締役 1名選任の件
	第4号議案 取締役15名選任の件
	第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
	第6号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額改定の件
	<株主提案 (第7号議案から第12号議案まで) >
	第7号議案 自己株式の取得の件
	第8号議案 定款一部変更 (指名委員会等設置会社への移行) の件
	第9号議案 取締役 3名選任の件
	第10号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件
第11号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬額改定及び譲渡制限付株式の導入の件	
第12号議案 社外取締役の報酬額改定の件	

以上

- ◎ 議決権行使書による議決権行使の際に、各議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎ 委任状による議決権行使と議決権行使書又はインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、委任状による議決権行使の内容を有効なものとしてお取扱いいたします。
- ◎ 議決権行使書又はインターネット等により複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使として取り扱います。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知の添付書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
なお、監査等委員会が監査した事業報告、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載しております「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」で構成されています。
- ◎ 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会における粗品等の配布は予定しておりませんので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<http://www.jrkyushu.co.jp>

議決権行使のご案内

本定時株主総会における議案の詳細と取締役会の考え方につきましては、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」（8頁から53頁）をご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、**本定時株主総会においては、株主さま1名より、株主提案が行われており（第7号議案から第12号議案）、当社取締役会はこれに反対しております。**詳細は後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」の8頁から53頁をご参照ください。

当社取締役会の考えにご賛同いただける株主さまにおかれましては、**第1号議案から第6号議案までに賛成、第7号議案から第12号議案までに反対**の議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。

■議決権行使の方法

委任状による議決権行使のご案内

当社としましては、委任状による議決権行使をお願いしております。

委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。①同封の委任状記入見本をご参照のうえ、委任状に必要事項をご記入いただき、②議決権行使書を切り離さず、議決権行使書と共に、③返信用封筒にて、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返信ください。

その他の方法による議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合

会場受付にて
ご提出



同封の議決権行使書用紙を
株主総会当日に会場受付にご提出ください。

議決権行使書のみでの行使 をご希望の場合

郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

スマート行使



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただき、
2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに賛否をご入力ください。

インターネット



当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用になり、画面の案内に従って、
2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに賛否をご入力ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくこともできます。

各議案の関連性と賛否記入にあたってのご留意事項



インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限



2019年6月20日（木曜日）
午後5時30分
入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- 注意事項**
- ・インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ・パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
 - ・議決権行使サイトへのアクセスに必要なインターネット通信料等は、株主さまのご負担となります。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長執行役員 青柳 俊彦

2. 議案及び参考書類<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

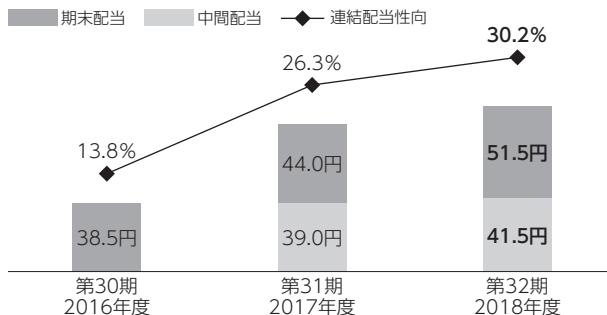
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、株主還元については、長期安定的に行っていくことが重要と考えております。

2019年3月期までの間は、連結配当性向30%程度を目安に、安定的な1株当たり配当を目指します。各事業年度の配当額については、今後の業績動向を見極めながら総合的に判断し、決定してまいります。なお、2019年3月19日に公表しました「JR九州グループ中期経営計画2019-2021」でお示ししているとおり、当社は、2020年3月期から2022年3月期までの間は、総還元性向35%を目安に、安定的な配当と状況に応じて自己株式の取得を行ってまいります。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、経営成績等を総合的に判断し、期初公表予想から10円増配、前期末配当から7円50銭増配となる、普通株式1株あたり51円50銭の配当といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき51円50銭
総額 8,240,000,000円
- (3) 剰余金の配当がその効力を生じる日
2019年6月24日



(注) 第30期は期中の10月に株式上市のため期末配当のみ

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 11名選任の件

取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 全員 (9名) は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、「JR九州グループ中期経営計画2019-2021」達成に向けた経営体制の強化を図るため、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案については、当社の指名・報酬諮問委員会に諮問し、中期経営計画の達成に向けた経営体制の確立とコミットメントの強化、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けたコーポレート・ガバナンスの更なる充実という観点から本議案は適切である旨の答申を受けた上で内容を決定しております。

また、当社の監査等委員会は、各候補者は当社の取締役候補者選考基準に合致するものであり、その実績・専門性等の観点から勘案して、すべての候補者が当社の取締役として適任であると判断しております。

なお、本議案は、当社が監査等委員会設置会社であることを前提とするものですので、本議案に係る決議の効力は、第8号議案「定款一部変更 (指名委員会等設置会社への移行) の件」が否決されることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	2018年度 取締役会 出席回数
1	からいけ こうじ 唐池 恒二 再任	代表取締役会長執行役員	12/12回 (100%)
2	あおやぎ としひこ 青柳 俊彦 再任	代表取締役社長執行役員	12/12回 (100%)
3	まえだ はやと 前田 勇人 再任	取締役専務執行役員 総合企画本部長、広報部担当、東京支社担当	12/12回 (100%)
4	たなか りゅうじ 田中 龍治 再任	取締役専務執行役員 事業開発本部長、ホテル開発部長	12/12回 (100%)
5	ふるみや ようじ 古宮 洋二 再任	取締役常務執行役員 鉄道事業本部長、北部九州地域本社長、上海 事務所担当	12/12回 (100%)
6	もり としひろ 森 亨弘 新任	上席執行役員 総合企画本部副本部長、経営企画部長、IT推進部担当	—
7	としま こうじ 利島 康司 再任 社外 独立役員	取締役	10/12回 (83.3%)
8	ぬき まさよし 貫 正義 再任 社外 独立役員	取締役	11/12回 (91.6%)
9	くわの いずみ 桑野 和泉 再任 社外 独立役員	取締役	12/12回 (100%)
10	いちかわ としひで 市川 俊英 新任 社外 独立役員	—	—
11	あさつま しんじ 浅妻 慎司 新任 社外 独立役員	—	—

候補者番号	1	か ら い け こ う じ 唐池 恒二 生年月日 1953年4月2日生	再任	2018年度取締役会出席回数 12/12回(100%) 所有する当社の株式の数 3,122株
-------	---	---	----	---



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年 4月 日本国有鉄道に入る
- 1987年 4月 当社入社
- 1995年 3月 同 流通事業本部外食事業部長
- 1996年 4月 ジェイアール九州フードサービス株式会社代表取締役社長
- 1997年 6月 当社総合企画本部経営企画部長
- 2000年 6月 ジェイアール九州フードサービス株式会社代表取締役社長
- 2003年 6月 当社取締役鉄道事業本部副本部長兼鉄道事業本部サービス部長兼鉄道事業本部営業部長
- 2005年 6月 同 取締役鉄道事業本部副本部長兼鉄道事業本部サービス部長兼鉄道事業本部営業部長兼旅行事業本部長
- 2006年 6月 同 常務取締役総合企画本部副本部長兼総合企画本部経営企画部長
- 2008年 6月 同 常務取締役総合企画本部副本部長
- 2008年 6月 同 代表取締役専務総合企画本部長
- 2009年 6月 同 代表取締役社長
- 2014年 6月 同 代表取締役会長
- 2018年 6月 同 代表取締役会長執行役員（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

唐池恒二氏は、2003年に取締役に就任して以来16年間にわたり当社の経営に参画し、2009年6月には代表取締役社長に就任し、グループ総合力強化を通じて上場会社に相応しい経営基盤を構築するとともに、2014年6月からは取締役会の議長として当社の経営全般を統括する等、経営に関する豊富な知識と知見を有しております。その実績、能力、企業経営の経験とともに、人格、見識とも優れており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に力を発揮することを期待し、引き続き、取締役候補者となりました。

(特別利害関係の有無)

唐池恒二氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号	2	あ お や ぎ と し ひ こ 青柳 俊彦	再任	2018年度取締役会出席回数	12/12回(100%)
		生年月日 1953年8月19日生		所有する当社の株式の数	4,911株



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年	4月	日本国有鉄道に入る
1987年	4月	当社入社
1998年	6月	同 技術・運行本部運輸部長
2001年	4月	同 鉄道事業本部運輸部長
2004年	6月	同 鹿児島支社長
2005年	6月	同 取締役鹿児島支社長
2006年	5月	同 取締役鉄道事業本部副本部長兼鉄道事業本部企画部長兼鉄道事業本部安全推進部長
2008年	6月	同 取締役鉄道事業本部長兼鉄道事業本部企画部長
2008年	6月	同 常務取締役鉄道事業本部長兼鉄道事業本部企画部長
2010年	6月	同 常務取締役鉄道事業本部長兼鉄道事業本部企画部長兼北部九州地域本社長
2010年	8月	同 常務取締役鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長
2012年	6月	同 専務取締役鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長
2013年	6月	同 代表取締役専務鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長
2014年	6月	同 代表取締役社長
2018年	6月	同 代表取締役社長執行役員（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

青柳俊彦氏は、2005年に取締役に就任して以来14年間にわたり当社の経営に参画し、2013年6月に代表取締役専務、2014年6月には代表取締役社長に就任し、会社経営業務の全般を統括しております。代表取締役社長として、企業価値向上及び株式上場を実現する等、経営に関する豊富な知識と知見を有しております。その実績、能力、企業経営の経験とともに、人格、見識とも優れており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に力を発揮することを期待し、引き続き、取締役候補者いたしました。

(特別利害関係の有無)

青柳俊彦氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号	3	まえだ はやと 前田 勇人	再任	2018年度取締役会出席回数	12/12回(100%)
		生年月日 1958年12月14日生		所有する当社の株式の数	1,886株



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 日本国有鉄道に入る
- 1987年 4月 当社入社
- 2003年 6月 同 総合企画本部経営企画部長
- 2006年 6月 同 総務部長
- 2008年 6月 同 財務部長
- 2008年 6月 同 取締役財務部長
- 2012年 6月 同 取締役
ジェイアール九州ハウステンボスホテル株式会社代表取締役社長
- 2014年 6月 当社常務取締役総合企画本部副本部長兼総合企画本部経営企画部長
- 2015年 6月 同 常務取締役総合企画本部副本部長
- 2016年 6月 同 専務取締役総合企画本部長
- 2018年 6月 同 取締役専務執行役員総合企画本部長（現在に至る）

<現在の当社における担当>

総合企画本部長、広報部担当、東京支社担当

■ 取締役候補者とした理由

前田勇人氏は、主に財務や経営企画の業務に従事し、現在は取締役専務執行役員総合企画本部長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2008年6月以降は取締役として経営に参画し、特にグループ全体の経営戦略の推進等を通じて当社グループの企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営の経験とともに、人格、見識とも優れており、グループ経営の強化を通じた更なるグループの企業価値向上に中心的に力を発揮することを期待し、引き続き、取締役候補者といたしました。

(特別利害関係の有無)

前田勇人氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号 **4**た な か りゅうじ
田中 龍治

生年月日 1954年8月11日生

再任

2018年度取締役会出席回数 12/12回(100%)
所有する当社の株式の数 1,985株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年 4月 日本国有鉄道に入る
- 1987年 4月 当社入社
- 2004年 3月 同 都市開発事業部長
- 2006年 5月 同 長崎支社長
- 2007年 5月 ジェイアール九州ハウステンボスホテル株式会社代表取締役社長
- 2010年 6月 当社取締役事業開発本部副本部長兼事業開発本部企画部長
- 2011年 6月 同 取締役事業開発本部副本部長兼事業開発本部開発部長
- 2014年 6月 同 常務取締役事業開発本部副本部長兼事業開発本部開発部長
- 2017年 4月 同 常務取締役事業開発本部副本部長兼事業開発本部開発部長
兼事業開発本部ホテル開発部長
- 2017年 6月 同 専務取締役事業開発本部長
- 2018年 6月 同 取締役専務執行役員事業開発本部長
- 2019年 4月 同 取締役専務執行役員事業開発本部長兼事業開発本部ホテル開発部長（現在に至る）

<現在の当社における担当>

事業開発本部長、ホテル開発部長

■ 取締役候補者とした理由

田中龍治氏は、主に事業開発の業務に従事し、現在は取締役専務執行役員事業開発本部長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2010年6月以降は取締役として経営に参画し、特に不動産・ホテル事業を通じて当社グループの企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営の経験とともに、人格、見識とも優れており、拠点地域の戦略的まちづくり及び新たな領域における成長と進化において中心的に力を発揮することを期待し、引き続き、取締役候補者いたしました。

(特別利害関係の有無)

田中龍治氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号	5	ふ り み や よ う じ 古宮 洋二	再任	2018年度取締役会出席回数	12/12回(100%)
		生年月日 1962年11月26日生		所有する当社の株式の数	2,603株



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4月 日本国有鉄道に入る
- 1987年 4月 当社入社
- 2005年 5月 同 鉄道事業本部企画部長
- 2006年 5月 同 鉄道事業本部運輸部長
- 2010年 6月 同 鉄道事業本部営業部長
- 2011年 6月 同 鉄道事業本部サービス部長兼鉄道事業本部営業部長
- 2012年 6月 同 総務部長
- 2012年 6月 同 取締役総務部長
- 2012年 9月 同 取締役鉄道事業本部クルーズトレイン本部長兼総務部長
- 2013年 6月 同 取締役総務部長
- 2016年 6月 同 常務取締役鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長
- 2018年 6月 同 取締役常務執行役員鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長（現在に至る）

<現在の当社における担当>

鉄道事業本部長、北部九州地域本社長、上海事務所担当

■ 取締役候補者とした理由

古宮洋二氏は、主に鉄道事業の業務に従事し、現在は取締役常務執行役員鉄道事業本部長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2012年6月以降は取締役として経営に参画し、特に鉄道事業における技術革新と効率的な事業運営体制の構築を通じて当社グループの企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営の経験とともに、人格、見識とも優れており、鉄道事業における安全とサービスの向上及び収支改善を中心的に力を発揮することを期待し、引き続き、取締役候補者いたしました。

(特別利害関係の有無)

古宮洋二氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号	6	もり 森	としひろ 亨弘	新任	所有する当社の株式の数	284株
-------	---	----------------	-------------------	----	-------------	------



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年 4月 当社入社
- 2007年 5月 株式会社ドラッグイレブンホールディングス取締役
- 2009年 6月 同 代表取締役社長
- 2011年 5月 当社資金運用部長
- 2013年 6月 同 財務部長
- 2014年 6月 同 鉄道事業本部営業部長
- 2015年 6月 同 鉄道事業本部サービス部長兼鉄道事業本部営業部長
- 2017年 6月 同 取締役旅行事業本部長
- 2018年 4月 同 取締役総合企画本部副本部長兼総合企画本部経営企画部長
- 2018年 6月 同 上席執行役員総合企画本部副本部長兼総合企画本部経営企画部長（現在に至る）

<現在の当社における担当>

総合企画本部副本部長、経営企画部長、IT推進部担当

■ 取締役候補者とした理由

森亨弘氏は、主に財務の業務に従事し、その後、株式会社ドラッグイレブンホールディングス代表取締役社長、財務部長、鉄道事業本部サービス部長兼鉄道事業本部営業部長、取締役旅行事業本部長を歴任し、現在は上席執行役員経営企画部長として当社グループの企業価値の向上に貢献するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。その実績、能力とともに、人格、見識とも優れており、財務戦略及びIRの強化に中心的に力を発揮することを期待し、取締役候補者といたしました。なお、取締役選任後は、最高財務責任者に就任する予定です。

(特別利害関係の有無)

森亨弘氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号	7	と し ま 利 島	こ う し 康 司	再任	2018年度取締役会出席回数	10/12回(83.3%)
				社外		
		生年月日	1941年6月11日生	独立役員	社外取締役在任期間	7年



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1964年 3月 株式会社安川電機製作所〔現株式会社安川電機〕入社
- 1986年 3月 同 システム技術部計画部長
- 1990年 3月 同 システム事業本部行橋工場長
- 1992年 9月 同 理事産電事業部行橋工場長
- 1994年 3月 同 理事ロボット事業部副事業部長
- 1995年 6月 同 取締役ロボット事業部副事業部長兼ロボット工場長
- 1996年 6月 同 取締役ロボット事業部長
- 2000年 6月 同 常務取締役ロボット事業部長
- 2001年 9月 同 常務取締役ロボティクスオートメーション事業部長
- 2002年 6月 同 専務取締役ロボティクスオートメーション事業部長
- 2003年 3月 同 専務取締役ロボティクスオートメーション事業部長兼業務改革推進本部長
- 2003年 8月 同 専務取締役ロボット事業統括 業務改革推進本部長
- 2004年 3月 同 代表取締役社長
- 2007年 3月 同 代表取締役社長人づくり推進担当
- 2009年 3月 同 代表取締役社長人づくり推進担当 営業統括本部長
- 2010年 3月 同 代表取締役会長
- 2012年 6月 当社取締役（現在に至る）
- 2013年 3月 株式会社安川電機取締役
- 2013年 6月 同 特別顧問（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

株式会社安川電機特別顧問、北九州商工会議所会頭

■ 社外取締役候補者とした理由

利島康司氏は、九州地場企業かつグローバル企業である株式会社安川電機の経営に長年にわたり携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2012年6月以降は社外取締役として独立した立場から有益な意見をいただき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。その経歴を通じて培った海外展開及び経営の専門家としての経験、見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役候補者といたしました。

(特別利害関係の有無)

利島康司氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

なお、当社は、株式会社安川電機と取引関係はなく、当社が定める独立社外役員の要件を満たしております。

候補者番号	8	ぬき 貫	まさよし 正義	再任	2018年度取締役会出席回数	11/12回(91.6%)
		生年月日	1945年1月27日生	社外	所有する当社の株式の数	1,829株
				独立役員	社外取締役在任期間	6年



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1968年 4月 九州電力株式会社入社
- 2000年 6月 同 広報部長
- 2001年 7月 同 理事 広報部長
- 2003年 6月 同 理事 鹿児島支店長
- 2003年 7月 同 執行役員 鹿児島支店長
- 2007年 6月 同 取締役 常務執行役員 事業開発本部長 情報通信本部長
- 2009年 6月 同 代表取締役副社長 お客さま本部長
- 2010年 6月 同 代表取締役副社長
- 2012年 4月 同 代表取締役会長
- 2013年 6月 当社取締役（現在に至る）
- 2018年 6月 九州電力株式会社相談役（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

九州電力株式会社相談役、福岡経済同友会代表幹事

■ 社外取締役候補者とした理由

貫正義氏は、九州電力株式会社の経営に長年にわたり携わるとともに、九州財界での活躍を通じて地域経済の開発振興にも貢献しており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2013年6月以降は社外取締役として独立した立場から有益な意見をいただき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。その経歴を通じて培った地域経済振興及び経営の専門家としての経験、見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役候補者といたしました。

(特別利害関係の有無)

当社は、九州電力株式会社と使用電力料金の支払い等の取引関係がありますが、直前3事業年度における当社の年間連結売上高に対する同社からの取引金額の割合は1%未満、同社の年間連結売上高に対する当社からの取引金額の割合は1%未満であり、当社が定める独立社外役員の要件を満たしております。

候補者番号	9	くわの いずみ 桑野 和泉	再任	2018年度取締役会出席回数	12/12回(100%)
			社外	所有する当社の株式の数	508株
		生年月日 1964年 8月 1日生	独立役員	社外取締役在任期間	5年



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月 株式会社玉の湯入社
 1995年 4月 同 専務取締役
 2003年10月 同 代表取締役社長（現在に至る）
 2014年 6月 当社取締役（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

株式会社玉の湯代表取締役社長、一般社団法人由布院温泉観光協会会長、株式会社大分銀行社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

桑野和泉氏は、株式会社玉の湯の経営に長年にわたり携わるとともに、観光分野及び地域のまちづくりでも活躍しており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2014年6月以降は社外取締役として独立した立場から有益な意見をいただき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。その経歴を通じて培った観光及び経営の専門家としての経験、見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役候補者いたしました。

(特別利害関係の有無)

当社は、株式会社玉の湯と旅行業における宿泊料金の支払い等の取引関係がありますが、直前3事業年度における当社の年間連結売上高に対する同社からの取引金額の割合は1%未満、同社の年間連結売上高に対する当社からの取引金額の割合は2%未満であり、当社が定める独立社外役員の要件を満たしております。また、株式会社大分銀行と当社は資金の借入等の取引関係がありますが、直前3事業年度における当社の年間連結総資産額に対する当該取引金額の割合は1%未満であり、当社が定める独立社外役員の要件を満たしております。

候補者番号 10

い ち か わ と し ひ で
市川 俊英
生年月日 1954年9月27日生

新任
社外
独立役員

所有する当社の株式の数

—



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年 4月 三井不動産株式会社入社
- 2003年 4月 同 六本木プロジェクト推進部長
- 2005年 4月 同 執行役員六本木プロジェクト推進部長
- 2005年 8月 同 執行役員東京ミッドタウン事業部長
- 2008年 4月 同 常務執行役員東京ミッドタウン事業部長
- 2009年 4月 同 常務執行役員アコモデーション事業本部長
- 2011年 6月 同 常務取締役 常務執行役員 アコモデーション事業本部長
- 2013年 4月 同 取締役
- 2013年 4月 三井ホーム株式会社顧問
- 2013年 6月 三井不動産株式会社特任顧問
- 2013年 6月 三井ホーム株式会社代表取締役社長社長執行役員
- 2018年10月 三井不動産株式会社グループ上席執行役員
- 2019年 4月 同 顧問（現在に至る）
- 2019年 4月 三井ホーム株式会社常任相談役（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

三井不動産株式会社顧問、三井ホーム株式会社常任相談役、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会会長、一般社団法人住宅生産団体連合会副会長

■ 社外取締役候補者とした理由

市川俊英氏は、三井不動産株式会社において、住宅開発・ビル事業等に従事し、東京ミッドタウン開発を通じたまちづくり事業で実績を上げる等、不動産・住宅事業に関する豊富な知識と経験を有しております。また、国内最大手の不動産事業者である同社取締役及び三井ホーム株式会社代表取締役社長として経営に携わっておりました。その経歴を通じて培った不動産及び経営の専門家としての経験、見識、特に当社グループが志向する都市開発プロジェクトの規模や複合性に類似した案件における高度なスキル・ノウハウに裏付けされた視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役候補者としたしました。

(特別利害関係の有無)

市川俊英氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

なお、当社は、三井不動産株式会社及び三井ホーム株式会社と取引関係はなく、当社が定める独立社外役員の要件を満たしていません。

候補者番号	11	あ さ つ ま し ん じ 浅妻 慎司	新任 社外 独立役員	所有する当社の株式の数	—
		生年月日 1961年2月2日生			



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年 4月 関西ペイント株式会社入社
- 2012年 4月 同 執行役員経営企画室長
- 2015年 4月 同 常務執行役員国際本部長
- 2016年 6月 同 取締役常務執行役員管理本部長
- 2017年 4月 同 取締役常務執行役員管理本部長兼コーポレート事業部コーポレート管理本部長
- 2018年 4月 同 取締役常務執行役員 管理、経営企画、人事企画管掌 兼管理本部長
- 2019年 4月 同 取締役（2019年6月27日退任予定）

■ 社外取締役候補者とした理由

浅妻慎司氏は、関西ペイント株式会社において主として管理業務に従事し、財務及び会計に関する豊富な知識と知見を有しております。同社において、経営企画室長として中期経営計画の策定・実行に携わり、国際本部長として同社のグローバル化の促進に努め成果を取めたほか、IR活動を担当し、株主・投資家に対する情報発信及び企業価値向上に貢献するとともに、取締役としても経営に携わっております。その経歴を通じて培った財務、IR及び経営の専門家としての経験、見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役候補者いたしました。

(特別利害関係の有無)

浅妻慎司氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

なお、当社は、関西ペイント株式会社と取引関係はなく、当社が定める独立社外役員の要件を満たしております。

- (注) 1. 候補者利島康司氏、貫正義氏、桑野和泉氏、市川俊英氏及び浅妻慎司氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は利島康司氏、貫正義氏及び桑野和泉氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また、市川俊英氏及び浅妻慎司氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。
3. 候補者利島康司氏、貫正義氏及び桑野和泉氏は、東京及び福岡証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の社外役員の独立性判断基準（次頁）を充足しており、当社は、各氏を独立役員として各証券取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 候補者市川俊英氏及び浅妻慎司氏は、東京及び福岡証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の社外役員の独立性判断基準（次頁）を充足しており、各氏の選任が承認された場合は、当社は、各氏を独立役員とするとともに独立役員として各証券取引所に届け出る予定であります。

◆ 社外役員の独立性判断基準

当社の社外役員について、以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有するものとします。

- 1 現在又は過去10年間のいずれかの事業年度における、当社又は当社子会社（以下「当社グループ会社」という）の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他使用人をいう。以下同じ）
- 2 現在又は過去3年間のいずれかの事業年度における、当社グループ会社の業務執行者（ただし、重要な使用人に相当する職以上の立場にある者に限る）の配偶者又は2親等以内の親族
- 3 当社を主要な取引先とする者（直前3事業年度において、平均してその者の年間連結売上高の2%を超える支払を当社から受けている者）、又はその者が法人等の場合には、当該法人の業務執行者
- 4 当社の主要な取引先である者（直前3事業年度において、平均して当社の年間連結売上高の2%を超える支払を当社に行っている者）、又はその者が法人等の場合には、当該法人の業務執行者
- 5 当社の主要な借入先である者（直前3事業年度において、平均して当社の年間連結総資産額の2%を超える貸付を行っている者）、又はその者が法人等の場合には、当該法人の業務執行者
- 6 当社からの役員報酬を除く報酬等が、現在又は過去3年間の事業年度において、平均して年間1,000万円を超える法律専門家等、又はその者が法人等に属する場合には、当該法人等の連結売上高の2%を超える支払を当社から受けている者
- 7 当社からの寄付が、現在又は過去3年間の事業年度において、平均して年間1,000万円を超える団体等の理事その他業務執行者
- 8 当社の主要株主（議決権総数に対し10%以上の議決権を有する株主）、又は当該主要株主が法人等の場合には、当該法人の業務執行者
- 9 上記3～8のいずれかに該当する者（ただし、重要な使用人に相当する職以上の立場にある者に限る）の配偶者又は2親等以内の親族
- 10 上記1～9のほか、当社と利益相反関係にあるなど、独立社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役後藤靖子氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、本議案は、当社が監査等委員会設置会社であることを前提とするものですので、本議案に係る決議の効力は、第8号議案「定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件」が否決されることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ひろかわ まさや
廣川 昌哉
生年月日 1962年4月3日生

新任

2018年度取締役会出席回数 12/12回(100%)

所有する当社の株式の数 2,011株



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 日本国有鉄道に入る
1987年 4月 当社入社
2005年 3月 同 総合企画本部 I T 推進室長
2008年 6月 同 総合企画本部経営企画部長
2011年 6月 同 事業開発本部企画部長
2012年 6月 同 財務部長
2013年 6月 同 熊本支社長
2013年 6月 同 取締役熊本支社長
2015年 6月 同 取締役総合企画本部副本部長兼総合企画本部経営企画部長
2016年 6月 同 取締役総務部長
2017年 6月 同 常務取締役総務部長
2018年 6月 同 取締役常務執行役員総務部長（現在に至る）

<現在の当社における担当>

総務部長、JR九州病院担当、人事部担当

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

廣川昌哉氏は、主に総務人事の業務に従事し、総合企画本部 I T 推進室長、同経営企画部長、事業開発本部企画部長、財務部長及び熊本支社長を歴任し、現在は取締役常務執行役員総務部長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2013年6月以降は取締役として経営に参画し、当社グループの企業価値の向上に貢献しております。これらの経験と実績が、社内に精通する監査等委員として、監査等委員会における迅速な情報共有、監査業務における社内調整等に活かされることを期待して監査等委員である取締役候補者といたしました。

(特別利害関係の有無)

廣川昌哉氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役15名選任の件

第8号議案「定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件」が原案どおり承認された場合、当社は指名委員会等設置会社となり、取締役全員（13名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、指名委員会等設置会社へ移行後の取締役15名の選任をお願いするものであります。

本議案については、当社の指名・報酬諮問委員会に諮問し、中期経営計画の達成に向けた経営体制の確立とコミットメントの強化、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けたコーポレート・ガバナンスの更なる充実という観点から本議案は適切である旨の答申を受けた上で内容を決定しております。

また、当社の監査等委員会は、各候補者は当社の取締役候補者選考基準に合致するものであり、その実績・専門性等の観点から勘案して、すべての候補者が当社の取締役として適任であると判断しております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第8号議案「定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が生じることを条件として、生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			
1	唐	池	恒	二
2	青	柳	俊	彦
3	前	田	勇	人
4	田	中	龍	治
5	古	宮	洋	二
6	※森		亨	弘
7	利	島	康	司
8	貫		正	義
9	桑	野	和	泉
10	※市	川	俊	英
11	※浅	妻	慎	司

(注) 1. 候補者番号1～11の各氏の略歴等は、第2号議案をご参照ください。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。

候補者番号	12	くが えいいち 久我 英一	再任	2018年度取締役会出席回数	12/12回(100%)
			社外	所有する当社の株式の数	911株
			独立役員	社外取締役在任期間	1年
生年月日		1956年9月1日生			



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 警察庁入庁
 2006年 4月 鹿児島県警察本部長
 2007年 9月 東京都青少年・治安対策本部長
 2009年 9月 警視庁警備部長
 2011年 2月 神奈川県警察本部長
 2013年 4月 皇宮警察本部長
 2015年12月 日本生命保険相互会社顧問
 2016年 6月 当社常勤監査役
 2018年 6月 同 取締役監査等委員（現在に至る）

■ 社外取締役候補者とした理由

久我英一氏は、長年にわたり警察行政に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社常勤監査役を経て、2018年6月からは取締役監査等委員として、その経験や見識をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めております。その経験や知見に基づき、特にリスク管理の分野を中心として当社取締役会における適切な意思決定及び公正な監督への貢献が期待できることから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(特別利害関係の有無)

久我英一氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号 **13**ひろかわ まさや
廣川 昌哉

生年月日 1962年4月3日生

再任

2018年度取締役会出席回数 12/12回(100%)
所有する当社の株式の数 2,011株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4月 日本国有鉄道に入る
- 1987年 4月 当社入社
- 2005年 3月 同 総合企画本部 I T 推進室長
- 2008年 6月 同 総合企画本部経営企画部長
- 2011年 6月 同 事業開発本部企画部長
- 2012年 6月 同 財務部長
- 2013年 6月 同 熊本支社長
- 2013年 6月 同 取締役熊本支社長
- 2015年 6月 同 取締役総合企画本部副本部長兼総合企画本部経営企画部長
- 2016年 6月 同 取締役総務部長
- 2017年 6月 同 常務取締役総務部長
- 2018年 6月 同 取締役常務執行役員総務部長 (現在に至る)

<現在の当社における担当>

総務部長、J R九州病院担当、人事部担当

■ 取締役候補者とした理由

廣川昌哉氏は、主に総務人事の業務に従事し、総合企画本部 I T 推進室長、同経営企画部長、事業開発本部企画部長、財務部長及び熊本支社長を歴任し、現在は取締役常務執行役員総務部長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2013年6月以降は取締役として経営に参画し、当社グループの企業価値の向上に貢献しております。これらの経験と実績を活かしていただくことを期待して取締役候補者いたしました。

(特別利害関係の有無)

廣川昌哉氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号	14	井手 和英 い で か ず ひ で 生年月日 1942年1月3日生	再任	2018年度取締役会出席回数 11/12回(91.6%)	
			社外		所有する当社の株式の数 911株
			独立役員		



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1964年 4月 株式会社日本勧業銀行入行
- 1989年 4月 株式会社第一勧業銀行企画本部関連事業部長
- 1990年 6月 同 宝くじ部長
- 1992年 6月 同 取締役人事企画部長
- 1994年 5月 同 取締役人事部長
- 1995年 4月 同 常務取締役
- 1997年 4月 株式会社筑邦銀行顧問
- 1997年 6月 同 代表取締役副頭取
- 1999年 4月 同 代表取締役頭取
- 2006年 4月 同 代表取締役会長
- 2012年 6月 同 取締役会長
- 2015年 6月 当社社外監査役
- 2016年 6月 株式会社筑邦銀行会長
- 2018年 6月 当社取締役監査等委員（現在に至る）
- 2018年 7月 株式会社筑邦銀行相談役（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

株式会社筑邦銀行相談役

■ 社外取締役候補者とした理由

井手和英氏は、長年にわたり株式会社筑邦銀行の経営に携わり、企業経営者として特に金融・財務の分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社社外監査役を経て、2018年6月からは、取締役監査等委員として、その経験や見識をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めております。その経験や知見に基づき、当社取締役会における適切な意思決定及び公正な監督への貢献が期待できることから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

(特別利害関係の有無)

当社は、株式会社筑邦銀行と資金の借入等の取引関係がありますが、直前3事業年度における当社の年間連結総資産額に対する当該取引金額の割合は1%未満であり、当社が定める独立社外役員の要件を満たしております。

候補者番号	15	えと う や す の り 江藤 靖典	再任	2018年度取締役会出席回数	10/10回(100%)
			社外	所有する当社の株式の数	97株
			独立役員	社外取締役在任期間	1年
生年月日	1967年12月21日生				



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1995年 4月 検察官任官
- 2009年 4月 鹿児島地方検察庁次席検事
- 2011年 4月 大阪地方検察庁検事
- 2011年 9月 退官
- 2011年10月 弁護士登録
弁護士法人日野総合法律事務所弁護士（現在に至る）
- 2018年 6月 当社取締役監査等委員（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

弁護士

■ 社外取締役候補者とした理由

江藤靖典氏は、検察官及び弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2018年6月より当社取締役監査等委員として、特に法的リスクの観点からその経験や見識をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めております。その経験や知見に基づき、当社取締役会における適切な意思決定及び公正な監督への貢献が期待できることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(特別利害関係の有無)

江藤靖典氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

なお、当社は、弁護士法人日野総合法律事務所と取引関係はなく、当社が定める独立社外役員の要件を満たしております。

- (注) 1.候補者利島康司氏、眞正義氏、桑野和泉氏、市川俊英氏、浅妻慎司氏、久我英一氏、井手和英氏及び江藤靖典氏は、社外取締役候補者であります。
- 2.当社は利島康司氏、眞正義氏、桑野和泉氏、久我英一氏、井手和英氏及び江藤靖典氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また、市川俊英氏及び浅妻慎司氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。
- 3.候補者利島康司氏、眞正義氏、桑野和泉氏、久我英一氏、井手和英氏及び江藤靖典氏は、東京及び福岡証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の社外役員の独立性判断基準（22頁）を充足しており、当社は、各氏を独立役員として各証券取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
- 4.候補者市川俊英氏及び浅妻慎司氏は、東京及び福岡証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の社外役員の独立性判断基準（22頁）を充足しており、各氏の選任が承認された場合は、当社は、各氏を独立役員とするともに独立役員として各証券取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、断りが無い限り、本議案において同じとします。）及び上席執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2018年6月22日開催の第31回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額420百万円以内（うち社外取締役分として年額36百万円以内）。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は6名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されましても、本制度の対象となる取締役の員数は変わらず6名となります。

本議案については、当社の指名・報酬諮問委員会に諮問し、中期経営計画の達成に向けた経営体制の確立とコミットメントの強化、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けたコーポレート・ガバナンスの更なる充実という観点から本議案は適切である旨の答申を受けた上で内容を決定しております。

また、当社の監査等委員会は、報酬制度としての目的、業績との連動性、中期経営計画の達成に向けた健全なインセンティブ付与の効果等を確認し、検討を行った結果、当該報酬等の内容は相当であると判断しております。

なお、本議案は、当社が監査等委員会設置会社であることを前提とするものですので、本議案に係る決議の効力は、第8号議案「定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件」が否決されることを条件として生じるものとします。また、当社といたしましては、本議案における報酬制度と第11号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定及び譲渡制限付株式の導入の件」における報酬制度と併存させることは予定していないため、本議案に係る決議の効力は、第11号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定及び譲渡制限付株式の導入の件」が否決されることも条件として生じるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。）及び上席執行役員

(3) 信託期間

2019年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2019年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、600百万円（うち取締役分として390百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、600百万円（うち取締役分として390百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、600百万円（うち取締役分として390百万円）を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。また、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、200,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、中期経営計画に定める目標指標に対する業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の「当社株式等の給付」に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の「当社株式等の給付」に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

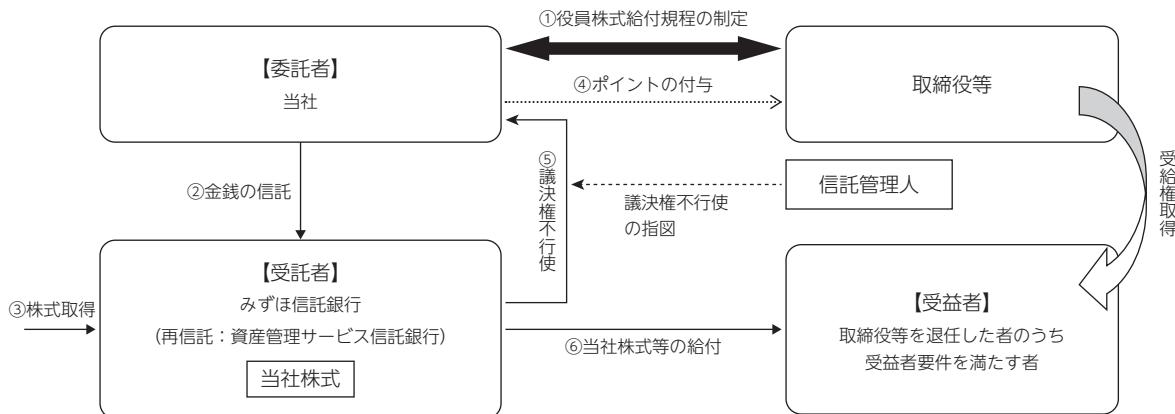
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、すべて当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額は、2018年6月22日開催の第31回定時株主総会において、年額420百万円以内（うち社外取締役分は36百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、コーポレート・ガバナンスの向上を目的とした社外取締役の増員等の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額420百万円以内に据え置いたうえで、社外取締役分を年額60百万円以内に改定すること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案が原案どおり承認された場合、取締役の員数は11名（うち社外取締役5名）となります。

本議案について、当社の指名・報酬諮問委員会に諮問し、適切である旨の答申を受けた上で内容を決定しております。

また、監査等委員会は、社外取締役の増員等の事情を踏まえ、検討を行った結果、当該報酬額改定の内容は相当であると判断しております。

なお、本議案は、当社が監査等委員会設置会社であることを前提とするものですので、本議案に係る決議の効力は、第8号議案「定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件」が否決されることを条件として生じるものとします。また、本議案に係る決議に加えて第12号議案「社外取締役の報酬額改定の件」に係る決議が併存することは予定されないため、本議案に係る決議の効力は、第12号議案「社外取締役の報酬額改定の件」が否決されることも条件として生じるものといたします。

<株主提案（第7号議案から第12号議案まで）>

第7号議案から第12号議案までは、株主提案（1名）によるものでございます。

株主提案に係る各議案については、「当社取締役会の意見」及び「反対の理由」以外の部分は、全て提案株主から受領した内容を転記する方法により記載しております。

第7号議案 自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から、1年以内に、当社普通株式を株式総数1,600万株、取得価額の総額金720億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が、当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードによると、経営陣は自社の資本政策を定め、正確に資本コストについて目標を提示し、株主に対し詳細に説明すべきものとされていますが、当社は、JR九州グループの中期経営計画において計画中の不動産案件の説明を行っているものの、資本コスト及び最適な資本構成についての説明を行っていません。Fir Treeは、不動産資産を主としつつ、有利子負債のない当社の貸借対照表の構造は非効率であり自己資本利益率（ROE）を下げていると確信しています。

そこで、資本コストを下げ、将来のROEの低下を相殺するため、当社の取締役会が発行済株式の10%の自己株式を取得することを提案します。自己株式取得は、一株当たりの利益を10%超増加させるのみならず、ROEを12.2%から13.7%¹まで増加させ、資本コストを減少させます。

自己株式取得後は、自己株式取得及び／又は剰余金配当によって、当社における総還元性向を50%まで向上させるべきだと考えます。

1 Fir Tree Partnersによる2020年3月の期末予測及び当社の資料。

(3) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

(4) 反対の理由

本議案は、当社の発行済株式の10%に相当する、大規模な自己株式の取得を提案するものであります。しかし、以下の理由から、当社はこの提案に反対いたします。

九州を主たる事業エリアとする当社グループは、国鉄分割民営化による会社発足以来、厳しい事業環境の中で、「ななつ星in九州」や「JR博多シティ」に代表される鉄道、駅周辺開発等の事業を行い、その成長を通じて地域社会の活性化に貢献し、地域の皆様からの信頼を得て、2016年に株式を上場するに至りました。当社グループとしては、引き続き九州のモビリティサービスを担う企業グループとして、その社会的役割を全うしていくことで、企業価値を高めてまいります。

一方、2019年3月19日に公表しました「JR九州グループ中期経営計画2019-2021」でお示ししているとおり、当社グループにおける本計画期間の3年間は、税制特例措置の廃止や鉄道事業における減価償却費の増加等に伴い、営業利益が減益見通しとなる局面であります。このような中、当社グループは、人口減少をはじめとした事業環境の急激な変化に対応して、企業価値の源泉である九州における鉄道を中心とした持続的なモビリティサービスの構築を図る必要があります。さらに、当社グループの企業価値を中長期的に高めるためには不動産・ホテルセグメントにおける熊本駅周辺開発や宮崎駅西口開発に加え、博多駅空中都市構想や長崎駅周辺開発等の将来の成長に向けた投資や既存の駅ビル等への維持更新投資の資金が必要であります。

当社グループの企業価値の源泉を維持・発展させつつ、中長期的な企業価値の向上を図るためには、当面の間は連結営業キャッシュフローを上回る設備投資（成長投資・維持更新投資・安全投資）を行うことが必要であり、その施策を推進していく方針であります。

より具体的には、本計画期間の3年間においては、成長投資2,100億円、維持更新投資1,300億円（安全投資700億円を含む）、合計3,400億円の設備投資を計画しております。他方で、当該3年間における連結営業キャッシュフローは2,200億円を想定しており、その範囲内において、維持更新投資、成長投資の一部、及び株主還元を実施するとともに、残りの成長投資につきましては、借入余力（社債・借入金）を活用することを計画しております。

九州における人口減少や地震・豪雨等の激甚化する自然災害のリスク等に機動的かつ柔軟に対応することで当社グループの社会的役割を適切に果たしながら、これらの投資を通じて中長期的な成長を実現していくためには、財務健全性の維持が必要です。これに対し、大規模な負債調達などにより金銭で自己株式を取得することを提案する本議案は、財務健全性を顧みず、短期的な株主還元のみを志向しようとするものであり、事業リスクへの対応力を弱め、地域社会における当社グループへの信頼、ひいては企業価値の源泉そのものを毀損するとともに、将来の成長を犠牲にするものであります。このように当社グループの中長期的な企業価値を毀損しかねない本議案には、重大な問題があると考えます。

また、株主還元の重要性については当社としても認識しており、「JR九州グループ中期経営計画2019-2021」でお示ししているとおおり、減益局面であっても、長期安定的に株主還元を実施するという強いコミットメントを示すため、これまでの方針である配当性向30%を総還元性向35%に引き上げるとともに、状況に応じて自己株式取得を行うこととしております。これに対し、本議案における総還元性向50%という水準は、減益局面であっても投資機会を機動的にとらえ、借入余力（社債・借入金）を活用し中長期的な成長を実現しようとしている当社グループにおいては、相当ではないと考えます。

第 8 号議案 定款一部変更 (指名委員会等設置会社への移行) の件

(1) 議案の要領

指名委員会等設置会社への移行のため、現行定款を以下のとおり変更するものとします。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含みます。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正、肩書きの呼称の変更などを含みますが、これらに限られません。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとします。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>指名委員会等設置会社として</u>、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p>(3) <u>執行役</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、<u>執行役社長を兼務する取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>執行役社長を兼務する取締役を置かないとき又は執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役の員数) 第20条 当会社の取締役は、<u>17名以内とする。</u></p> <p>(2項削除)</p> <p>(取締役の選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2項削除)</p> <p>(3項削除)</p>

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(代表取締役及び役付取締役)</u> 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、そのほか取締役会長を1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 3 取締役社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。 4 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。 2 取締役会長に欠員又は事故があるときは取締役社長が、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第25条 (省略)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条～第28条 (省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、執行役社長を兼務する取締役が招集し、その議長となる。 2 執行役社長を兼務する取締役を置かないとき又は執行役社長を兼務する取締役に欠員又は事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会)</u> 第25条 取締役会は、当会社の業務執行を決定し、執行役及び取締役の職務の執行を監督する。 2 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、業務執行の決定を執行役に委任することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第30条 当社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</p> <p>2 相談役は当会社の業務一般について、顧問は特定の業務について、社長の諮問に応ずるものとする。</p> <p>第31条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第28条 当社に、指名委員会に諮問の上、その答申内容に従った取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</p> <p>2 相談役は当会社の業務一般について、顧問は特定の業務について、執行役社長の諮問に応ずるものとする。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
(新 設)	<u>(委員の選定)</u>
(新 設)	第30条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議により選定する。
(新 設)	<u>(各委員会の権限)</u>
	第31条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容の決定並びに相談役及び顧問の選任及び解任に関する事項の審議を行う。また、指名委員会は、執行役候補者を選定して取締役会に上程するものとし、取締役会はかかる指名を最大限尊重する。 2 監査委員会は、執行役及び取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成を行い、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。 3 報酬委員会は、執行役及び取締役並びに相談役及び顧問の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針及び個人別の報酬等の内容を定める。執行役が当社の使用人を兼ねているときは、当該使用人の報酬等の内容についても、同様とする。
(新 設)	<u>(各委員会に関する事項)</u>
(新 設)	第32条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める各委員会規則による。
(新 設)	第6章 執行役
(新 設)	<u>(執行役の選任)</u>
	第33条 当社の執行役は、取締役会の決議によって選任する。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(執行役の任期)</p> <p>第34条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された執行役の任期は、他の執行役の任期の満了する時までとする。</p>
(新 設)	<p>(代表執行役及び役付執行役)</p> <p>第35条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、執行役の中から執行役社長を選任し、また必要に応じ執行役副社長、専務執行役及び常務執行役を各若干名選任することができる。</p>
(新 設)	<p>(執行役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第7章 会計監査人</p>
<p>第35条～第36条 (省略)</p>	<p>第37条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第8章 計算</p>
<p>第37条～第40条 (省略)</p>	<p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>

(2) 提案の理由

Fir Treeは、当社が指名委員会等設置会社制度を導入することで、より有意義かつ効果的な監督及びより改善された業務執行の決定を行うことができると確信しています。これは、J R九州グループの中期経営計画のガバナンス強化という目標に即しており、これにより経営の監督と業務執行の分離を加速し、経営陣の報酬体系の変更と相まって、当社経営陣が当社のさらなる長期的な成長と企業価値向上を果たすことができるものと考えています。

なお、当社は現在、指名・報酬諮問委員会を設置されていますが、かかる指名・報酬諮問委員会の取締役会に対する答申は取締役会を何ら法的には拘束しないことを考慮すれば、不十分な体制であるといわざるを得ません。Fir Treeは、我々のスチュワードシップの責務に従って、当社の業務執行と監督機能の明確な分離による経営監督機能の強化を図る体制として、指名委員会等設置会社への移行を提案します。

(3) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

(4) 反対の理由

当社の取締役会は、取締役会における議決権を有する監査等委員を取締役会の構成員とし、取締役会の監査・監督機能を強化することを通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ること、及び、重要な業務執行のうち一部を取締役に権限委任し、迅速かつ効率的な会社運営の実現を通じて、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、2018年の定時株主総会における承認を経て、監査等委員会設置会社に移行しました。

また、監査等委員会設置会社に移行することに加えて、業務執行区分の明確化を通じて、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、事業環境の急激な変化にも適切・迅速に対応できる機能的・戦略的な経営体制を構築し、さらに、業務執行に優れた人材の執行役員への登用を通じて、会社の競争力強化を図り、業績向上を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

会社の機関設計には唯一絶対の正解があるものではなく、指名委員会等設置会社の導入が常に最適解であるとはいえない中で、当社は、監査等委員会設置会社への移行に際して、株主の皆様のご意見や取締役会の実効性に関する分析・評価で得られた結果等に基づき、取締役の員数や構成の抜本的な見直しの必要性を認識し、取締役会での議論により、監査等委員会設置会社及び執行役員制度の導入という機関設計が現在の当社を取り巻く経営環境に照らして最も適した機関設計であるとの結論が得られた

ことから、移行を決定しました。

加えて、2019年3月には、それまでの報酬諮問委員会から、更なるコーポレート・ガバナンスの強化を企図し、役員の指名・報酬等に関する手続きの客観性・透明性の向上を図るため、社外取締役を議長とし、6名の社外取締役と1名の社内取締役から構成される、指名・報酬諮問委員会を設置しました。

このように、当社は2018年6月末から監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度の導入後、コーポレート・ガバナンスの機能性及び透明性を十分に高めるべく、指名・報酬諮問委員会の設置に加え、セグメント経営の強化等の不断の改善を行っております。このように、当社としては、監査等委員会設置会社という機関設計の下で、コーポレート・ガバナンスを強化していくことが最善であると考え、各種施策を推進している中、監査等委員会設置会社への移行から1年しか経過していない現時点において、監査等委員会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行することは、非効率である上、経営に混乱を来すおそれすら否定できず、およそ現実的ではないと考えております。また、当社としては、現時点では、監査等委員会設置会社への移行を含めた各種改善策の効果を測っていくことこそが重要であると考えております。

以上から、当社としては、指名委員会等設置会社に移行することは相当でないと判断いたします。

第9号議案 取締役3名選任の件

(1) 議案の要領

第8号議案 定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件の承認可決を条件として、以下の取締役候補者3名を取締役として選任する。

候補者番号	氏名
1	トシヤ・ジャスティン・クロダ
2	黒田 恵吾
3	J. Michael Owen (ジェイ・マイケル・オーエン)

(2) 提案の理由

Fir Treeは、日本の不動産、ファイナンス及びIRの分野で豊富な経験を有する独立取締役が当社取締役会に加わることで、当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コード（原則4-7）に沿って、当社の持続的な成長及び企業価値の向上のための、より合理的な資本配分、賢明な不動産投資及び開示の充実を行うことが可能となると確信しています。

そこで、当社がJR九州グループの中期経営計画で目標として示した「ガバナンスの強化」に沿うものとして、Fir Treeは、3名の独立した社外取締役を選任することを提案致します。

(3) 候補者の略歴等

1	トシヤ・ジャスティン・クロダ	0株
候補者番号	生年月日 1960年4月10日	所有する当社の株式の数

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年－1994年	Kidder, Peabody & Co (ニューヨーク) 不動産グループ アナリスト
1994年－1998年	さくら銀行(現：三井住友銀行) (ロサンゼルス支店) コーポレート&プロジェクトファイナンス部門 ヴァイスプレジデント
1999年－2001年	KPMG LLP. (ロサンゼルス) 不動産コンサルティング・プラクティスシニアマネジャー
2001年－2003年	オークツリー・ジャパン合同会社(東京) シニア・ヴァイスプレジデント 100億米ドル超の不動産投資買収案件担当
2005年－2006年	ケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社(東京) ディレクター 不動産ポートフォリオのアセットマネジメント担当
2006年－2017年	オークツリー・ジャパン合同会社(東京) 日本代表 マネージング・ディレクター 日本における投資部門を管理、上場Jリートへの投資実績
2017年－現在	TJKパートナーズ株式会社(東京) 代表取締役 クロスボーダーの不動産取引について機関投資家にアドバイス提供

<重要な兼職の状況>

TJKパートナーズ株式会社 代表取締役

■ 取締役候補者とした理由

トシヤ・ジャスティン・クロダ氏は、日本及び海外の不動産、不良資産及び不良債権に対するプライベートエクイティ投資の分野において25年以上の経験を有し、実績のある金融専門家です。クロダ氏は、ホテル及び住宅用土地を含む、日本中の商業用不動産買収にかかるストラクチャリング、デューデリジェンス及び資金調達を担当する大規模なチームをリードし、成功を収めています。クロダ氏はオークツリー・ジャパン合同会社のマネージング・ディレクターとして、2008年には上場Jリート法人の買収に携わり、当該上場Jリート法人のエグゼクティブ・ディレクターを務めました。

このようなクロダ氏の不動産分野における広範な知識と知見は当社の経営に非常に有益であることから、真に独立した社外取締役としてトシヤ・ジャスティン・クロダ氏の選任を提案します。

(特別利害関係の有無)

トシヤ・ジャスティン・クロダ氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2	黒田 恵吾	所有する当社の株式の数	0株
候補者番号	生年月日 1972年9月22日生		

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年－1998年	シャープ株式会社 液晶事業本部 プランニング・アソシエイト及びシステムアドミニストレーター
2000年－2002年	U B S証券株式会社 (ニューヨーク及び東京) 投資銀行本部 M&A担当アソシエイト・ディレクター
2002年－2007年	株式会社ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ ヴァイスプレジデント 不良債権を含む日本における商業用不動産のオリジネーション及び買収を担当
2007年－2013年	ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社 不動産投資グループディレクター 日本の不動産ポートフォリオの成長及び資金調達を担当
2013年－現在	クロスパス・アドバイザーズ株式会社 代表取締役 海外のクライアントに対し、日本の不動産取引についてアドバイス

<重要な兼職の状況>

クロスパス・アドバイザーズ株式会社 代表取締役

■ 取締役候補者とした理由

黒田恵吾氏は、クロスパス・アドバイザーズ株式会社代表取締役であり、様々な外国機関投資家のために日本の不動産投資を管理しています。黒田氏は、自身の事業を開始する以前は、ブラックストーン・グループのディレクターとして勤務し、35棟以上のホテル及び40以上のゴルフコースのディールオリジネーションを含め、日本の不動産買収及びアセットマネジメントにおいて、中心的な役割を果たしました。また、黒田氏は、U B S証券株式会社の投資銀行本部に2年間勤務し、日本企業のために様々な大型事業買収及び処分に関与しました。

黒田氏のファイナンスに対する理解及び不動産分野における経験は、当社取締役会にとって直ちに必要とされる資質であることから、黒田恵吾氏の選任を提案します。

(特別利害関係の有無)

黒田恵吾氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

J. Michael Owen

(ジェイ・マイケル・オーエン)

候補者番号

3

生年月日 1968年3月10日生

所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年－現在	有限会社トランズパシフィック・エンタープライズ 代表取締役社長 日本企業に対し、広報、マーケティング及びインベスター・リレーションズについて支援サービスを提供
2004年－現在	Urban Land Institute Japan 日本事務局 エグゼクティブ・ディレクター（兼務） 責任ある土地活用及び最良の都市デザイン実務を奨励
2012年－現在	「環境未来都市」構想推進協議会構成員

<重要な兼職の状況>

有限会社トランズパシフィック・エンタープライズ 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

ジェイ・マイケル・オーエン氏は、日本生まれの完全なバイリンガルです。オーエン氏は、特にインベスター・リレーションズ、及び福岡リードを含むJリードの資金調達に重点を置いています。オーエン氏は、2004年にUrban Land Institute Japanのエグゼクティブ・ディレクターに就任し、日本及び海外における不動産開発及び投資会社のネットワークの拡大に努めています。また、2012年から内閣府が推進する「環境未来都市」構想推進協議会の構成員を務め、昨年より、プロ野球リーグの北海道日本ハムファイターズに対し、40ヘクタールの敷地への移転について、都市計画の確保を含めて助言を行っています。

オーエン氏の幅広いインベスター・リレーションズの経験、日本の都市計画及び開発の業界における広範なネットワークは、当社取締役会に非常に有益であるといえることから、ジェイ・マイケル・オーエン氏の選任を提案します。

(特別利害関係の有無)

ジェイ・マイケル・オーエン氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注)トシヤ・ジャスティン・クログ氏、黒田恵吾氏及びジェイ・マイケル・オーエン氏は社外取締役候補者です。

(4) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

(5) 反対の理由

当社は、2018年の定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行することを、株主の皆様にご承認いただき、取締役会の監査・監督体制を強化するとともに、重要な業務執行の一部を取締役に権限委任し、迅速かつ効率的な会社運営を実現してきております。

現在の取締役会の構成は、監査等委員でない取締役9名及び監査等委員である取締役4名のうち、それぞれ3名、計6名が独立社外取締役であり（社外取締役比率は46%）、取締役会の高い監督機能を確保しております。また、女性取締役比率も15%であり、取締役会の多様性も強化しております。

2019年3月19日に公表いたしました「JR九州グループ中期経営計画2019－2021」においては、主力の鉄道事業と合わせて、戦略的まちづくりを行う不動産事業における収益力強化がテーマであり、かつ戦略的な事業ポートフォリオを形成するための適切な経営資源配分の実績が重要であると考えております。さらにそれを支える財務・ガバナンス面の強化が必要不可欠との判断から、社内取締役として最

高財務責任者（CFO）を明確化するとともに、会社提案として、不動産、財務及びIRの各分野に関し、豊富な経験と高い見識を有する2名の候補者（市川俊英氏及び浅妻慎司氏。各氏の略歴等は第2号議案をご参照ください。）を、新たに会社提案の社外取締役候補者として提案しております。

当該社外取締役候補者の提案に際し、指名・報酬諮問委員会（社内取締役1名及び独立社外取締役6名の計7名で構成されます）は、本議案の候補者3名を含む複数の候補者につき、複数回に亘り、候補者の資質・実績・専門性等の観点から検討・審議を行い、取締役会に答申を行っております。当社取締役会はその答申を踏まえ、上記の新たな社外取締役候補者2名を会社提案の候補者として決議いたしました。

両名が当社取締役会メンバーに加わることにより、これまで以上に、不動産投資、投資不動産の管理体制、適切なM&A戦略を含む経営資源の配分、資金調達戦略等における議論が深化し、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に寄与するものと確信しております。

本定時株主総会に上程する会社提案の取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は11名であり（詳細につきましては、第2号議案をご参照ください。）、監査等委員である取締役は、現任1名の辞任に伴いその補欠として1名の候補者が上程されますが（詳細につきましては、第3号議案をご参照ください。）、その全員が本定時株主総会で選任された場合の当社取締役会の構成は以下のとおりとなります。

監査等委員でない取締役	11名	うち独立社外取締役5名　うち女性取締役1名
監査等委員である取締役	4名	うち独立社外取締役3名
合計	15名	うち独立社外取締役8名　うち女性取締役1名 (独立社外取締役比率53%、女性取締役比率6%)

新たな取締役会は、独立社外取締役が過半数となり、取締役会の透明性・公正性が高まるだけでなく、これまで、地域経済振興、観光及び金融・財務のそれぞれの分野に長けた企業経営経験者4名、法律・警察行政の専門家各1名によって構成されていた社外取締役に、不動産・財務・IRの専門性を有する企業経営経験者2名が新たに加わることにより、中期経営計画達成に向けて、多様かつ実効性の高い最善の経営体制が確立できるものと確信しております。

また、社内・社外のそれぞれに財務・IRに長けた取締役が加わることで、株主・投資家の皆様との対話を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながるものと考えております。

さらに、当社定款に定められた監査等委員でない取締役の上限が12名であるところ、会社提案の候補者の総数を上限マイナス1名とすることが、entrenchment（取締役会の保身）を回避するとともに、取締役会のスキルセットや適正規模の観点からも最適な構成であると考えております。

上記の事情に鑑みれば、重ねて本議案による候補者3名を社外取締役として選任する必要はなく、会社提案である第2号議案の候補者の方が中期経営計画等の達成に適任であると判断しております。

第10号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件

(1) 議案の要領

第8号議案 定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件が否決されたことを条件として、以下の取締役候補者3名を取締役（監査等委員である取締役を除く）として選任する。

候補者 番号	氏名
1	トシヤ・ジャスティン・クロダ
2	黒田 恵吾
3	J. Michael Owen (ジェイ・マイケル・オーエン)

(2) 提案の理由

Fir Treeは、日本の不動産、ファイナンス及びIRの分野で豊富な経験を有する独立取締役が当社取締役会に加わることで、当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コード（原則4-7）に沿って、当社の持続的な成長及び企業価値の向上のための、より合理的な資本配分、賢明な不動産投資及び開示の充実を行うことが可能となると確信しています。

そこで、当社がJR九州グループの中期経営計画で目標として示した「ガバナンスの強化」に沿うものとして、Fir Treeは、3名の独立した社外取締役を選任することを提案致します。

(3) 候補者の略歴等

候補者番号1のトシヤ・ジャスティン・クロダ氏、候補者番号2の黒田恵吾氏、及び候補者番号3のJ. Michael Owen（ジェイ・マイケル・オーエン）氏の略歴等は、第9号議案（3）をご参照下さい。

(4) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

(5) 反対の理由

第9号議案（5）をご参照ください。

第11号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定及び譲渡制限付株式の導入の件

(1) 議案の要領

本議案は、第8号議案 定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件が否決されたことを条件として提案する。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2018年6月22日開催の当社定時株主総会において、年額420百万円以内（内、社外取締役分は36百万円以内）とする旨が決議されているところ、上記の報酬枠とは別枠で、業務執行取締役及び社外取締役（以下、総称して「対象取締役」という。）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を、年額372百万円以内で支給する。

譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の内容は以下のとおりとする。

- (a) 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬総額は、年額300百万円以内とする。
- (b) 社外取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬総額は、年額72百万円以内とする。
- (c) 本議案により対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬は金銭報酬債権とし、対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。
- (d) 対象取締役は、割当てを受けた日から2年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
- (e) その他の譲渡制限付株式の付与に関する詳細（譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の数、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分等）は、上記の定め範囲内で取締役会において決定する。

(2) 提案の理由

当社の現経営陣の報酬体系は、当社における長期的な業績と連動しておらず、それゆえに株主の利益との平仄が図られていない点で、不十分なものと考えています。当社の経営陣及び取締役による株式保有割合は、当社の発行済株式総数のうち0.01%を下回っています。Fir Treeは、業務執行取締役及び社外取締役の報酬として譲渡制限付株式報酬制度を導入することで、経営陣のインセンティブが当社の株主との価値共有を一層図るものとなることを確信しています。また、Fir Treeは、当社の取締役会がこのような譲渡制限付株式報酬制度を執行役員にも適用することを積極的に検討すべきと考えます。

なお、この譲渡制限付株式報酬制度にかかる提案は、既存の給与や報酬に取って代わるものではなく、当社経営陣に対するさらなるインセンティブを与えるものであるということを強調致します。

(3) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

(4) 反対の理由

当社は2019年3月19日に公表した中期経営計画にガバナンス強化の一つの施策として役員報酬制度の見直しを掲げており、本定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び上席執行役員を対象とした業績連動型報酬制度を導入することを付議いたします（詳細につきましては、第5号議案をご参照ください。）。

業績連動型報酬を導入することにより、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確化し、当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的としております。

提案株主からも同様の目的を想定して、譲渡制限付株式報酬制度の導入を提案されているものの、明確な差異としては、スキームと付与対象者が挙げられます。

スキームについては、会社提案である第5号議案は株式給付信託を活用した業績連動型株式報酬ですが、本議案は、譲渡制限付株式を付与するスキームであります。譲渡制限付株式は、一定の譲渡制限期間経過後に、譲渡制限が解除される株式であり、在任中に付与され、一定の譲渡制限期間経過後に、譲渡制限が解除される株式です。一方、会社提案である第5号議案の業績連動型株式報酬は、対象者の役位や中期経営計画に定める目標指標に対する業績達成度等を勘案してポイントが付与され、そのポイントに基づき給付される株式数が決定するため、業績向上のためのインセンティブとして機能するものであります。また、累積されたポイント数に応じて、退職後に株式が給付されるため、在任期間中の株価向上のインセンティブとしても機能します。

付与対象者については、会社提案である第5号議案では社外取締役及び監査等委員である取締役を除いた取締役と上席執行役員としておりますが、本議案においては、社外取締役を含めた取締役としております。当社は、2018年に監査等委員会設置会社への移行に併せて、執行役員制度を導入し、業務執行区分の明確化を通じて、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離しました。これに伴い、報酬制度についても業務執行者と監督者で明確に分離させることが最適と判断し、指名・報酬諮問委員会の答申も踏まえたうえで、今般執行役員を兼務する社内取締役及び上席執行役員に業績連動型報酬制度を導入することとしました。業務執行者へのインセンティブを与えるとともに、監督者である社外取締役と監査等委員である取締役を対象としないことで、監督機能の強化が図れるものと考えております。

以上のことから、当社は会社提案である第5号議案の業績連動型株式報酬の方が、より適切であると考えております。

<第5号議案(会社提案)と本議案(株主提案)の株式報酬制度の比較>

	第5号議案(会社提案)	本議案(株主提案)
種類	株式給付信託	譲渡制限付株式
拠出資金	600百万円／3年 (内、取締役分を390百万円)	372百万円／年(社内外合算)
上限株式数	200,000株を上限	上限株式数には言及なし
期間	信託期間は3事業年度 (付与は退任時)	2～5年で取締役会が定める期間
対象者	・取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く) ・上席執行役員	・取締役(監査等委員である取締役を除く)
業績達成条件	あり	言及なし

第12号議案 社外取締役の報酬額改定の件

(1) 議案の要領

本議案は、第8号議案 定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件が否決され、かつ第10号議案取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件が承認可決されたことを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額456百万円以内（内、社外取締役分は72百万円以内）とする。

(2) 提案の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2018年6月22日開催の当社定時株主総会において、年額420百万円以内（内、社外取締役分は36百万円以内）とする旨が決議されています。第8号議案定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件が否決され、かつ第10号議案取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件が可決された場合、社外取締役の員数は、現在の3名から6名に増員されることとなります。Fir Treeは、業務執行取締役及び社外取締役は、人数の増加に関わらず、昨年の株主総会で決議された従前と同じ報酬額を支給されるべきと考えます。したがって、社外取締役の人数が3名から6名に増加する可能性を考慮し、社外取締役に支給される報酬等の額を年額72百万円以内に増額し、それに伴って取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額456百万円以内に増額することを提案します。

(3) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

(4) 反対の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、第6号議案において同じです。）の報酬額は、2018年の定時株主総会において、年額420百万円以内（内、社外取締役分は36百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、コーポレート・ガバナンスの向上を目的とした社外取締役の増員等の事情を勘案し、監査等委員でない取締役の報酬額を年額420百万円以内に据え置いたうえで、社外取締役分を年額60百万円以内に改定すること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするを、本定時株主総会に付議いたします（詳細につきましては、第6号議案をご参照ください。）。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

上記より、監査等委員でない社外取締役2名の増員に伴う報酬額の増額は会社提案である第6号議案で十分担保されているため、本議案は必要ないと判断いたします。

<第6号議案(会社提案)と本議案(株主提案)の報酬枠の比較>

	第6号議案(会社提案)	本議案(株主提案)
報酬総額	420百万円/年 (現行どおり)	456百万円/年 (36百万円/年 増)
内、社外取締役分	60百万円/年 (24百万円/年 増)	72百万円/年 (36百万円/年 増)

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般の状況

当連結会計年度における我が国の経済は、輸出・生産の面では海外経済の減速の影響を受けるものの、雇用・所得環境の着実な改善を背景に個人消費が底堅さを増すなど、緩やかに拡大しました。

このような状況のなか、当社グループは「JR九州グループ中期経営計画2016-2018」のもと、「やさしくて力持ちの“総合的なまちづくり企業グループ”」を目指し、すべての事業において安全を基盤に、より一層のサービス向上に努め、各事業において積極的な事業展開による収益の拡大を図るとともに、より効率的な業務運営と徹底的なコスト削減を推進してきました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は前期比6.5%増の4,403億58百万円となりました。営業利益は前期比0.1%減の638億85百万円、EBITDAは前期比4.4%増の854億2百万円、経常利益は前期比0.8%減の665億39百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比2.3%減の492億40百万円となりました。

(注) 当連結会計年度におけるEBITDAは、営業利益に減価償却費を加えた数値（転貸を目的としたリース資産に係る減価償却費除く）であります。

当連結会計年度の業績

営業収益

4,403億 58 百万円

(前期比 6.5 %増)

営業利益

638億 85 百万円

(前期比 0.1 %減)

経常利益

665億 39 百万円

(前期比 0.8 %減)

親会社株主に帰属する当期純利益

492億 40 百万円

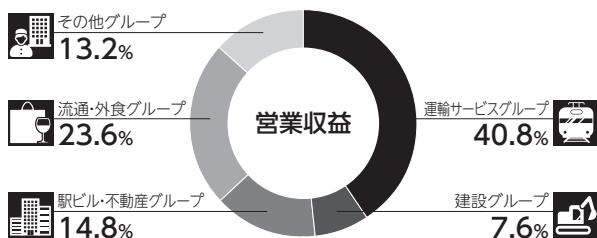
(前期比 2.3 %減)

EBITDA

854億 2 百万円

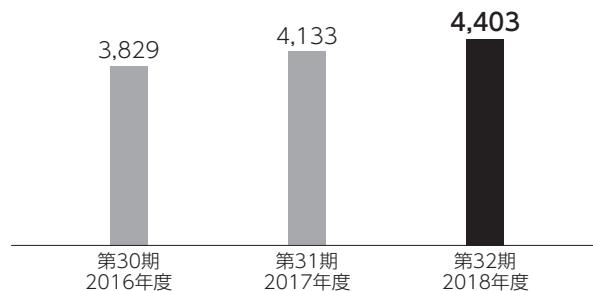
(前期比 4.4 %増)

セグメント別構成比



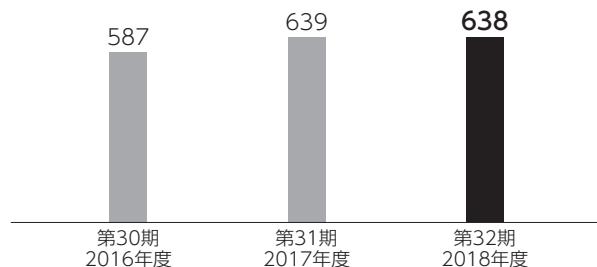
営業収益

(単位：億円)



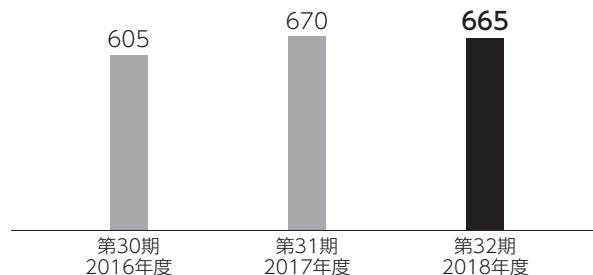
営業利益

(単位：億円)



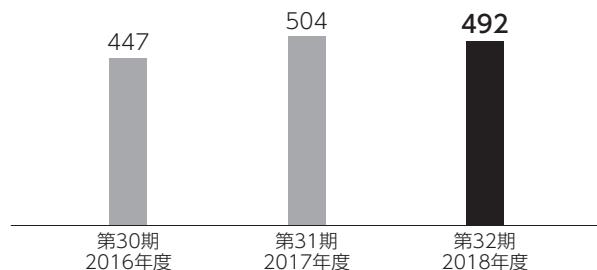
経常利益

(単位：億円)



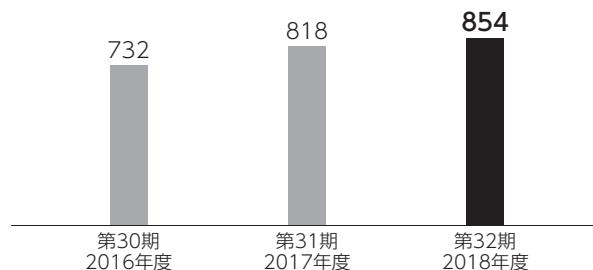
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



EBITDA

(単位：億円)



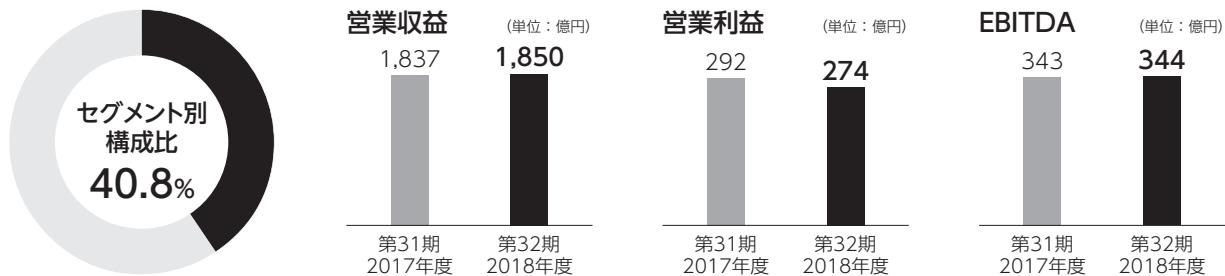
② セグメント別の状況



運輸サービスグループ

【事業内容】

鉄道事業、船舶事業、バス事業、レンタカー業等を行っております。



鉄道事業においては、安全とサービスを基盤とした事業運営を行うとともに、九州新幹線を基軸としたネットワークを最大限に活用し、お客さまの視点に立った営業施策を実施することにより収入確保に努めました。

安全面では、JR九州グループ全体の安全風土をつくるべく「それ、大丈夫?!これ、大丈夫?!」をスローガンとした安全創造運動を展開しました。また安全投資では、車両の新製・更新工事や老朽設備の取替等を着実に実施しました。

サービス面では、基本となる「5S」（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を当たり前実践し、「笑顔」と「あいさつ」でお客さまをお迎えできるよう取り組みを進めました。

営業面では、九州新幹線を中心とした鉄道利用促進を図るべく、「九州新幹線2枚きっぷ」や新幹線定期券「新幹線エクセルパス」などの各種商品の販売促進に努めるとともに、NHK大河ドラマ「西郷どん」にあわせた「答えは、鹿児島にある。」プロモーションを展開しました。「JR九州インターネット列車予約サービス」については、インターネット限定商品の充実や「ネット予約チャンス! JRキューポチャンス!」プロモーションのほか、法人会員様向けの「JR九州インターネット列車予約ビジネス」の開始など、利用促進に取り組みました。また、昨年3月より新ルートにて運行を開始したクルーズトレイン「ななつ星in九州」や11のD&S（デザイン&ストーリー）列車をはじめ、九州の自然・食・温泉・歴史文化・沿線地域の方々によるおもてなしなど、九州ブランドの認知度向上と九州への誘客促進に努めました。地域の元気をつくる取り組みでもある「駅長おすすめのJR九州ウォーキング」については、地元の方々と連携した魅力あるコース設定に努め、多くのお客さまにご利用いただきました。さらに、海外からのお客さま向けの主力商品である「JR九州レールパス」についても、専用予約サイト「JR KYUSHU RAIL PASS Online Booking」における直接販売及び指定席事前予約サービスのほか、韓国、台湾、香港、中国を中心としたそれぞれの国及び地域に応じた情報発信や販売促進を図りました。

輸送面では、きめ細かな輸送施策を展開し、各線区の需要動向に応じた効率的な輸送体系の構築に努めるとともに、九州新幹線を中心とした輸送ネットワークの更なる充実を図ることで利用促進に努めました。

一方、「平成29年7月九州北部豪雨」の影響により久大本線及び日田彦山線の一部区間において、「平成30年7月豪雨」の影響により筑豊本線の一部区間において、それぞれ代行輸送を実施しました。なお、久大本線については昨年7月より、筑豊本線については本年3月より運転を再開しております。また、「平成28年熊本地震」の影響により運転を見合わせている豊肥本線肥後大津～阿蘇間については、「豊肥本線復旧事務所」を中心に、国や関係自治体による砂防や治山、道路の復旧事業と調整しながら、早期復旧に向けて取り組んでおります。

船舶事業においては、昨年7月より高速船「ビートル」の一部の便で福岡～対馬間を国内航路としてご利用いただける国内初の混乗便の運航を開始し、高速船利用の旅行需要拡大を図りました。

バス事業においては、九州新幹線と接続する高速バス「B&Sみやざき」などの高速バス路線において期間限定の割引キャンペーンを展開するとともに、一部路線の見直しにより収支改善を図りました。

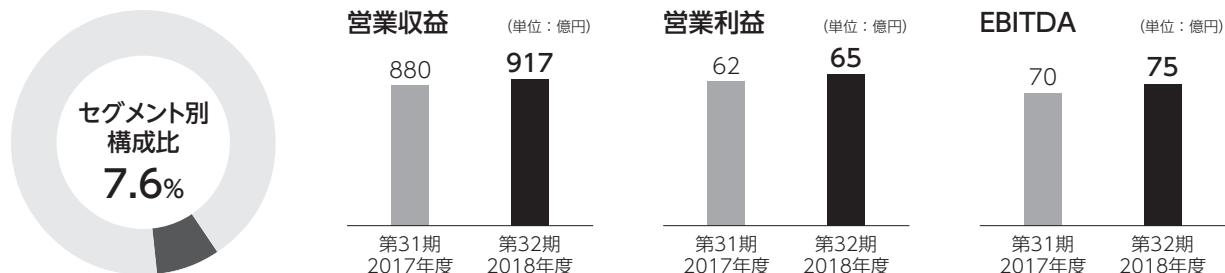
この結果、営業収益は前期比0.7%増の1,850億47百万円、営業利益は前期比6.0%減の274億68百万円、EBITDAは前期比0.3%増の344億91百万円となりました。



建設グループ

【事業内容】

建設業、車両機械設備工事業、電気工事業等を行っております。



建設業においては、新幹線関連工事、鉄道高架化工事、マンション工事等を受注するとともに、工事の着実な遂行と経費の節減に努めました。

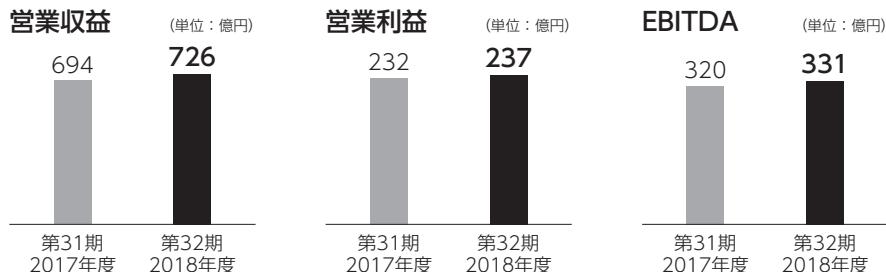
この結果、営業収益は前期比4.3%増の917億51百万円、営業利益は前期比4.1%増の65億26百万円、EBITDAは前期比6.1%増の75億2百万円となりました。



駅ビル・不動産グループ

【事業内容】

駅ビル等の不動産賃貸業（商業施設、オフィス、マンション等）、不動産販売業（分譲マンション）等を行っております。



不動産賃貸業においては、昨年3月に開業した高架下商業施設「肥後よかモン市場」における熊本駅のにぎわいづくりに取り組みました。また、「アミュプラザ小倉」及び「アミュプラザ長崎」のリニューアルを実施したほか、各駅ビルにおいて駅前広場等を活用した積極的なイベント展開を行い収益拡大に努めました。

不動産販売業においては、分譲マンション「MJRザ・ガーデン鹿児島中央」や「MJR大分駅前ザ・レジデンス」等を売上に計上したほか、「MJRザ・ガーデン上熊本駅前」等の販売に取り組みました。

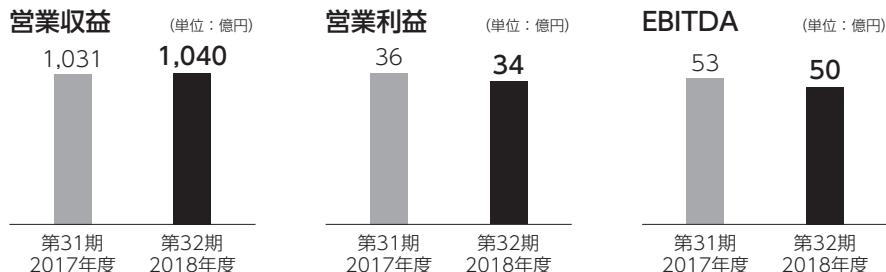
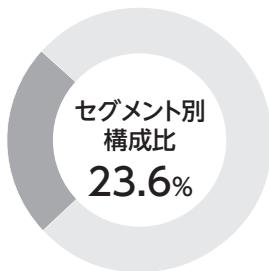
この結果、営業収益は前期比4.7%増の726億92百万円、営業利益は前期比2.5%増の237億84百万円、EBITDAは前期比3.4%増の331億29百万円となりました。



流通・外食グループ

【事業内容】

小売業のほか、飲食業及び農業を行っております。



小売業においては、ドラッグストアやコンビニエンスストアの新規出店を進めました。

飲食業においては、昨年10月にカフェを広島地区に初出店するなどエリア拡大を進めるとともに、駅構内等における新業態店舗の開発に取り組みました。

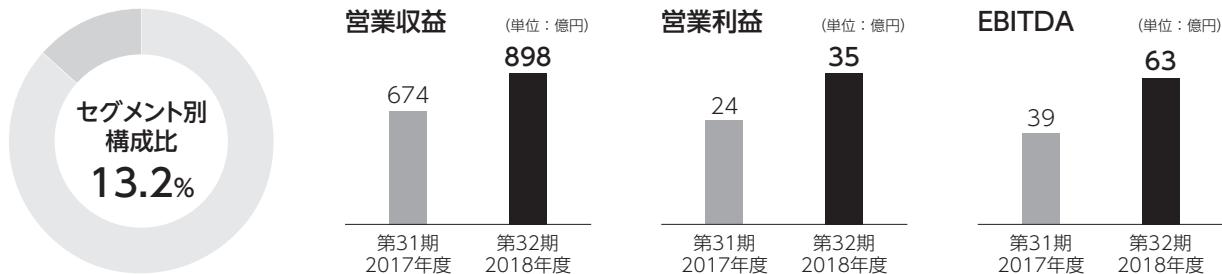
この結果、営業収益は前期比0.8%増の1,040億50百万円、営業利益は前期比6.5%減の34億12百万円、EBITDAは前期比4.8%減の50億81百万円となりました。



その他グループ

【事業内容】

ホテル業、ゴルフ場経営、複合観光施設の運営、広告業、物品賃貸業、シニア事業、建設機械販売・レンタル事業等を行っております。



ホテル業においては、昨年12月に「JR九州ステーションホテル小倉」のリニューアルを実施したほか、既存ホテルのレベニューマネジメントを強化し、収益拡大に努めました。

シニア事業においては、住宅型有料老人ホーム「SJR高取」で訪問看護サービスの提供を開始するとともに、お客さまに選ばれる施設を目指し、サービス向上に取り組みました。

建設機械販売・レンタル事業においては、情報通信技術（ICT）を活用した建設機械の展示会を行うなど新規受注獲得を図りました。

この結果、営業収益は前期比33.3%増の898億85百万円、営業利益は前期比48.1%増の35億69百万円、EBITDAは前期比59.1%増の63億3百万円となりました。

(注) セグメント別のEBITDAは、各セグメントにおける営業利益に減価償却費を加えた数値（セグメント間取引消去前、転貸を目的としたリース資産に係る減価償却費除く）であります。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「安全とサービスを基盤として九州、日本、そしてアジアの元気をつくる企業グループ」を「あるべき姿」として掲げています。そして、今後の人口減少の進展や自然災害の激甚化、技術革新や新たなビジネスモデルの発生等、非連続な将来の経営環境の変化が予想される中で「あるべき姿」を実現するため、「安全・安心なモビリティサービスを軸に地域の特性を活かしたまちづくりを通じて九州の持続的な発展に貢献する」を「2030年長期ビジョン」として掲げています。

この「2030年長期ビジョン」のもと、九州のモビリティサービスを担う企業グループとして社会的な役割を担うべく、定時・大量輸送の強みを活かして鉄道を磨きながら、お客さまの利便性を高めるため、新たな技術の取り込みや他社との連携等を図り、持続可能なモビリティサービスの構築に挑戦してまいります。また、これまで博多や大分等で取り組んだ地域の特性を活かしたまちづくりを通じて、九州の持続的な発展に貢献してまいります。

そして、2019年度より3ヵ年の「JR九州グループ中期経営計画2019-2021-次の成長ステージに向けて-」がスタートしました。3つの重点取り組みとして掲げた「更なる経営基盤強化」「主力事業の更なる収益力強化」「新たな領域における成長と進化」を推進するとともに、すべての事業の基盤となる「ESG」「安全」「サービス」「人づくり」への取り組みにも注力してまいります。

更なる経営基盤強化

「グループ経営の強化」への取り組みとして、2019年4月1日に駅ビル事業、ホテル事業における中間持株会社を設立するとともに、セグメント区分の変更を実施しております。今後もガバナンス強化と効率的なセグメント経営に向けて、必要な体制の構築を引き続き検討してまいります。

主力事業の更なる収益力強化

①収支改善による持続的な鉄道サービスの構築

「新幹線」「近距離」「インバウンド」の主力分野の収益力向上に加えて、「ななつ星in九州」やD&S列車の運行を通じた九州ブランドの価値向上、九州への誘客促進を図るとともに、効率化や省人化等により、将来に向けた生産性の向上を推進してまいります。

②拠点地域の戦略的まちづくり

福岡都市圏での積極的な事業展開にあたって、特に九州・アジアの玄関口である博多を中心に、公募案件をはじめとする様々な手法による不動産の取得・開発を推進してまいります。

また、熊本駅周辺開発や宮崎駅西口開発をはじめとした駅を拠点としたまちの価値向上に取り組めます。

新たな領域における成長と進化

長期的な技術革新の潮流をとらえ、実証実験や他の交通機関との連携等により、新たなモビリティサービス（MaaS）への取り組みに挑戦します。また、将来的な人手不足対策として、各事業における省力化、省人化を推進してまいります。

ESG

当社グループは“おこない”として、「誠実」「成長と進化」「地域を元気に」を掲げています。この考え方のもと、事業を通じて地域社会へ貢献する企業グループとしてあり続けるために、環境、社会、ガバナンスの各分野における取り組みを強化・推進します。特に、昨年12月に公表した住宅子会社の不正行為に関する再発防止策をはじめ、グループガバナンスの強化を徹底してまいります。

安全

当社グループにとって安全が最大の使命であり、すべての事業の基盤です。鉄道事業においては、「安全中期計画《2017-2019》」に基づいて策定した安全基本方針に則った施策を着実に推進するとともに、安全創造館研修等の社員の安全意識を高める活動に一層磨きをかけてまいります。また、「食」や「施設」に関する安全や、ITセキュリティの向上への取り組みについても推進してまいります。

サービス

時代や環境の変化にあわせて多様化するニーズやご期待に応えるサービスを提供し、お客さまに選ばれ続ける企業グループを目指します。お客さまや社員の声を商品や施策に積極的に反映するとともに、実践的な教育や研修を通じて社員のスキル向上を図ります。また、タブレット端末の活用等を通じて、増加する海外からのお客さまへのサービスも充実させてまいります。

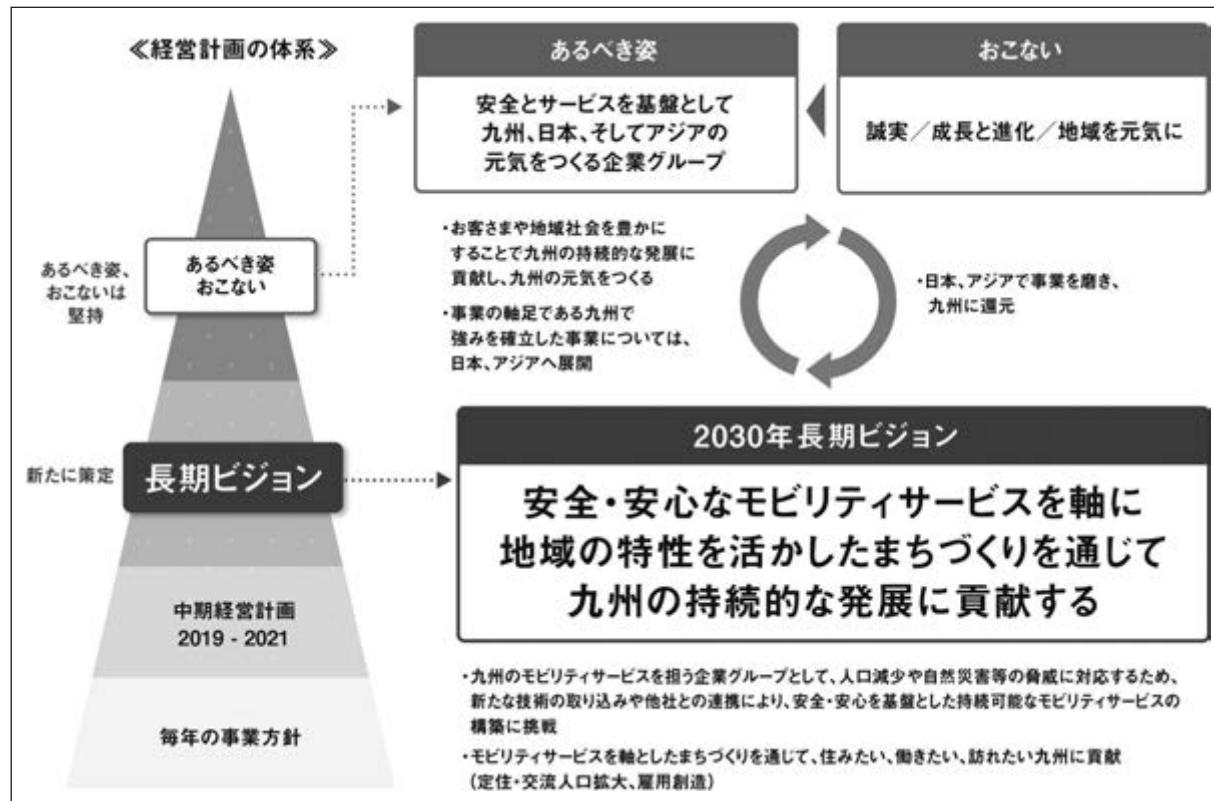
人づくり

社員が“幸せ”を感じ、“いきいき”と活躍できる環境をつくり、当社グループが持続的に発展していくための基盤となる人づくりを推進します。特に、ワークライフバランスの向上や効率的な業務運営体制の構築を通じて、働きやすさの追求及び働きがいの創出に取り組みます。

株主の皆さまにおかれましては、当社グループの経営につきまして何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

<参考> JR九州グループ中期経営計画2019-2021の概要

経営計画の体系と2030年長期ビジョン

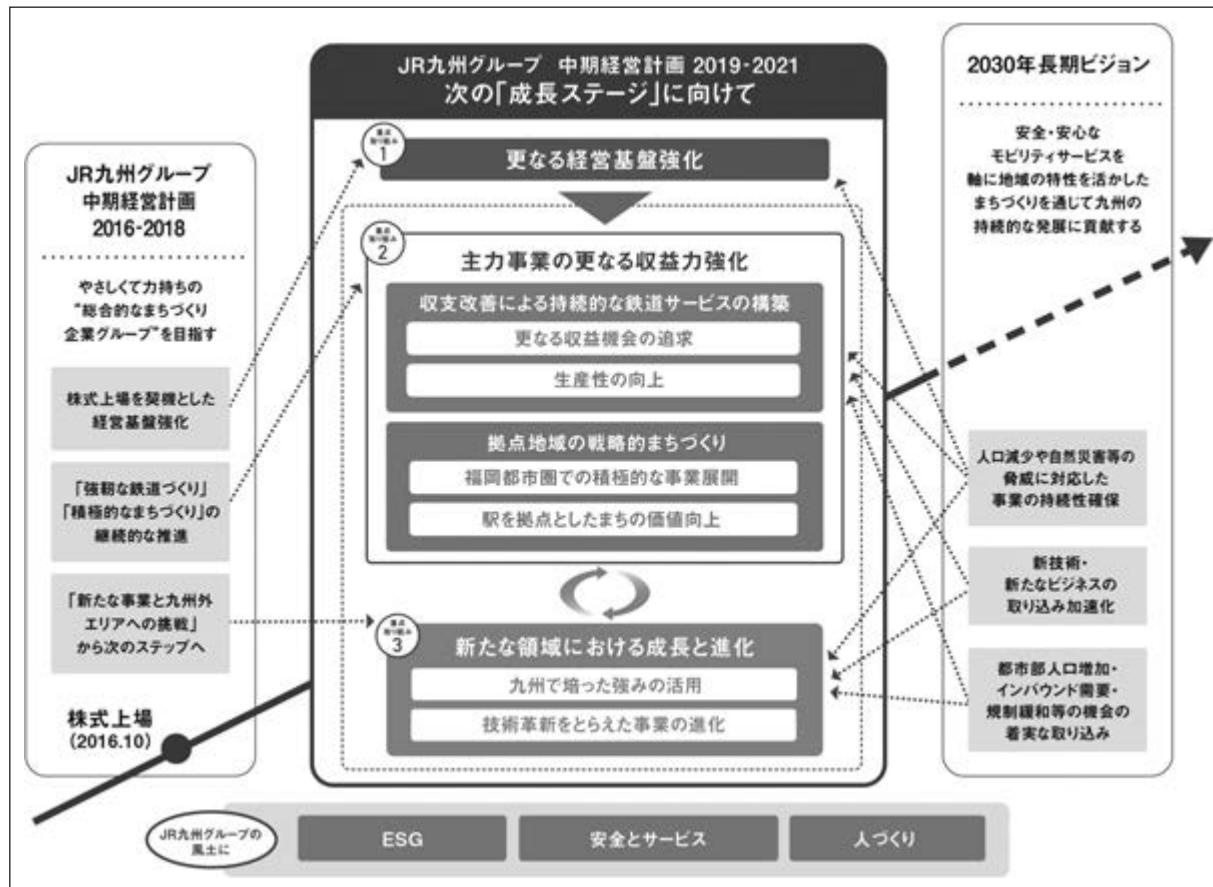


経営数値目標（連結）

営業収益
(2021年度) 4,800億円

営業利益
(2021年度) 570億円

「JR九州グループ中期経営計画2019-2021」の位置づけと重点取り組み



株主還元方針

株主還元は長期安定的に行っていくことが重要であると考えます。2021年度までの間は、総還元性向35%を目安に、安定的な配当と状況に応じて自己株式取得を行います。

(3) 資金調達及び設備投資についての状況

① 資金調達の状況

当連結会計年度中に、設備投資の資金に充当するため、国内普通社債200億円を発行しました。また、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として20億円を借入れました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資総額は905億円であり、主な内容は次のとおりです。

ア 当連結会計年度に取得又は完成した主な資産は、次のとおりであります。

(運輸サービスグループ)

819系架線式蓄電池電車 (DENCHA) 新製

(駅ビル・不動産グループ)

新川イーストビル

Aloft Bangkok Sukhumvit 11 (アロフト バンコク スクンビット 11)

グランドプレシア芝浦

R J R プレシア新横浜

パークスクエア竹ノ塚

R J R プレシア郡元Ⅱ

R J R プレシア博多駅南

肥後よかモン市場

イ 現在施工中の主な工事は、次のとおりであります。

(運輸サービスグループ)

新型高速船 QUEEN BEETLE

鹿児島本線熊本駅付近高架化工事

821系近郊型交流電車新製

(駅ビル・不動産グループ)

京都市下京区開発

虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業

下大利開発

熊本駅開発

R J R 堺筋本町タワー

THE BLOSSOM HIBIYA

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期	第29期	第30期	第31期	(当連結会計年度)
		2015年度	2016年度	2017年度	第32期 2018年度
営業収益	(百万円)	377,989	382,912	413,371	440,358
経常利益	(百万円)	32,035	60,565	67,045	66,539
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△433,089	44,751	50,410	49,240
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△2,706.81	279.70	315.07	307.75
総資産	(百万円)	646,676	676,669	749,391	801,483
純資産	(百万円)	305,745	348,447	383,201	420,743
自己資本比率	(%)	46.4	50.7	50.3	51.8

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期	第29期	第30期	第31期	(当事業年度)
		2015年度	2016年度	2017年度	第32期 2018年度
営業収益	(百万円)	211,101	212,214	219,725	221,917
鉄道事業	(百万円)	169,189	164,976	171,300	172,209
関連事業	(百万円)	41,911	47,237	48,424	49,707
経常利益	(百万円)	18,284	47,530	52,270	53,782
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△444,439	37,630	41,654	44,254
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△2,777.75	235.19	260.34	276.59
総資産	(百万円)	536,905	555,569	581,351	632,935
純資産	(百万円)	262,358	297,510	326,388	358,720
自己資本比率	(%)	48.9	53.6	56.1	56.7

(注) 1. 第29期の「親会社株主に帰属する当期純利益」、「当期純利益」、「総資産」及び「純資産」の大幅な減少は、鉄道事業固定資産に係る減損損失の計上等によるものであります。

2. 当社は、2016年8月18日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」を算定しております。

3. 当連結会計年度より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を適用し、表示方法を変更したため、前連結会計年度（第31期）の「総資産」及び「自己資本比率」については、当該表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループにおける主要な事業内容は次のとおりであります。

① 運輸サービスグループ

鉄道事業、船舶事業、バス事業、レンタカー業等を行っております。

なお、鉄道事業の概況は、以下のとおりであります。

鉄道事業の概況

線名	区間	営業キロ	旅客駅数
九州新幹線	博多～鹿児島中央	288.9km	4 (11) 駅
山陽本線	下関～門司	6.3	—
鹿児島本線	門司川内～八鹿代島	281.6	96
香椎線	西戸崎～宇美	25.4	14
篠栗線	桂川～吉塚	25.1	9
筑肥線	姪浜本～唐津里	68.3	29
三角線	宇土～三角	25.6	8
肥薩線	八代～隼人	124.2	26
指宿枕崎線	鹿児島中央～枕崎	87.8	35
長崎本線	鳥栖～肥前古賀 及び喜々津～長与	148.8	40
唐津線	久保田～西唐津	42.5	12
佐世保線	肥前山口～佐世保	48.8	13
大村線	早岐～諫早	47.6	11
久大本線	久留米～大分	141.5	35
豊肥本線	大分～熊本	148.0	35
日豊本線	小倉～大分	462.6	109
日田彦山線	城野～夜明	68.7	22
日南線	南宮崎～志布志	88.9	27
吉都線	吉松～都城	61.6	15
筑豊本線	若松～原田	66.1	23
後藤寺線	田川後藤寺～新飯塚	13.3	4
宮崎空港線	田吉～宮崎空港	1.4	1
計	—	2,273.0	568

(注) 1. 旅客駅数欄中 () は、新幹線と在来線の併設駅を含めた駅数です。

2. 旅客駅数には、区間の両端の駅を含んでいない場合があります。

3. 当社が保有する車両数は、1,669両 (電車1,314両、客車10両、気動車304両、機関車10両、その他31両) であります。

② 建設グループ

建設業、車両機械設備工事業、電気工事業等を行っております。

③ 駅ビル・不動産グループ

駅ビル等の不動産賃貸業（商業施設、オフィス、マンション等）、不動産販売業（分譲マンション）等を行っております。

④ 流通・外食グループ

小売業のほか、飲食業及び農業を行っております。

⑤ その他グループ

ホテル業、ゴルフ場経営、複合観光施設の運営、広告業、物品賃貸業、シニア事業、建設機械販売・レンタル事業等を行っております。

(6) 主要な拠点等（2019年3月31日現在）

当社

本社（福岡市）

東京支社（東京都千代田区）、北部九州地域本社（北九州市）、長崎支社（長崎市）、

大分支社（大分市）、熊本支社（熊本市）、鹿児島支社（鹿児島市）

(7) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

事業セグメント	従業員数	前年度末比
運輸サービスグループ	9,800名	488名減
建設グループ	3,094	590名増
駅ビル・不動産グループ	906	320名増
流通・外食グループ	2,246	84名増
その他グループ	1,719	38名減
合 計	17,765	468名増

(注) 従業員数は、正社員、嘱託社員、受入出向者及び契約社員の合計を掲載しています。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社JR博多シティ	1,150百万円	100.0%	不動産賃貸業
JR九州リテール株式会社	490	100.0	物品販売業
九鉄工業株式会社	216	72.7	土木、建築、軌道の建設工事業
JR九州ドラッグイレブン株式会社	100	100.0	医薬品等の小売業
JR Kyushu Business Development (Thailand) Co., Ltd.	375百万THB	49.0	不動産賃貸業

(9) 主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社福岡銀行	8,045百万円
株式会社西日本シティ銀行	8,045

2 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 640,000,000株

(2) 発行済株式の総数 160,000,000株

(3) 株主数 97,121名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,100,300株	6.31%
CGMI PB CUSTOMER ACCOUNT	8,372,069	5.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,434,800	4.02
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	5,976,695	3.74
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,621,646	2.89
MSIP CLIENT SECURITIES	3,264,977	2.04
太陽生命保険株式会社	3,200,000	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	3,118,200	1.95
みずほ証券株式会社	2,694,700	1.68
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,523,001	1.58

(注) 当社は、自己株式を所有していません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2019年3月31日現在)

	氏名		地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	から 唐	いけ 池 恒 じ 二	代表取締役会長執行役員	
2	あお 青	やぎ 柳 俊 とし ひこ 彦	代表取締役社長執行役員	
3	まえ 前	だ 田 勇 はや と 人	取締役専務執行役員 総合企画本部長、広報部担当、東京支社担当	
4	た 田	なか 中 龍 りゅう じ 治	取締役専務執行役員 事業開発本部長、上海事務所担当	
5	ふる 古	みや 宮 洋 よう じ 二	取締役常務執行役員 鉄道事業本部長、北部九州地域本社長	
6	ひろ 廣	かわ 川 昌 まさ や 哉	取締役常務執行役員 総務部長、J R九州病院担当、人事部担当	
7	と 利	しま 島 康 こう じ 司	社外 独立役員	取締役 株式会社安川電機特別顧問、北九州商工会議所会頭
8	ぬき 貫	まさ 正 義 よし 義	社外 独立役員	取締役 九州電力株式会社相談役、福岡経済同友会代表幹事
9	くわ 桑	の 野 和 い ずみ 泉	社外 独立役員 女性	取締役 株式会社玉の湯代表取締役社長、一般社団法人由布院 温泉観光協会会長、株式会社大分銀行社外取締役
10	く 久	が 我 英 えい いち 一	社外 独立役員	取締役監査等委員 (常勤)
11	ご 後	とう 藤 靖 やす こ 子	女性	取締役監査等委員 (常勤)
12	い 井	で 手 和 かず ひで 英	社外 独立役員	取締役監査等委員 株式会社筑邦銀行相談役
13	え 江	とう 藤 靖 やす のり 典	社外 独立役員	取締役監査等委員 弁護士

- (注) 1. 取締役利島康司氏、貫正義氏、桑野和泉氏並びに取締役 (監査等委員) 久我英一氏、井手和英氏及び江藤靖典氏は、社外取締役であります。なお、当社は6氏を上場証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
2. 取締役 (監査等委員) 後藤靖子氏は、当社において相当の期間財務部門を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために久我英一氏及び後藤靖子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社と社外役員の重要な兼職先との関係は次のとおりであります。
 - (1) 取締役貫正義氏は、九州電力株式会社の相談役を兼務しており、当社と当社は使用電力料金の支払い等の取引関係があります。
 - (2) 取締役桑野和泉氏は、株式会社玉の湯の代表取締役社長を兼務しており、当社と当社は旅行業における宿泊料金の支払い等の取引関係があります。また、株式会社大分銀行の社外取締役を兼務しており、当社と当社は資金の借入等の取引関係があります。
 - (3) 監査等委員井手中英氏は、株式会社筑邦銀行の相談役を兼務しており、当社と当社は資金の借入等の取引関係があります。
 - (4) 上記(1)から(3)以外の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額	
		(基本報酬)	うち業績連動報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	19名 (3)	348百万円 (19)	19百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	65 (37)	—
監 査 役 （うち社外監査役）	4 (3)	19 (10)	—
計	27 (9)	433 (67)	19

- (注) 1. 上記には、2018年6月22日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役19名及び監査役4名（うち社外監査役3名）の在任中の報酬を含めております。なお、当社は、2018年6月22日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬額は、2016年6月21日開催の第29回定時株主総会において年額540百万円以内と決議いただいております。ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含みません。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、2018年6月22日開催の第31回定時株主総会において年額420百万円以内（内、社外取締役分は36百万円以内）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬額は、2018年6月22日開催の第31回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬額は、2016年6月21日開催の第29回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。
5. 当社は2016年6月21日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、同株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役に対して、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の役員退任時に支給する旨を決議いただいております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況			主な発言状況
		取締役会	監査等委員会	監査役会	
取 締 役	利 島 康 司	10/12回	—	—	企業経営者としての長年の経験と見識から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	貫 正 義	11/12回	—	—	企業経営者としての長年の経験と見識から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	桑 野 和 泉	12/12回	—	—	企業経営者としての長年の経験と見識から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取 締 役 (監査等委員)	久 我 英 一	12/12回	10/10回	2/2回	行政経験者としての長年の経験と見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行うとともに、監査役会及び監査等委員会の議案の審議に必要な発言、監査報告等を適宜行いました。
	井 手 和 英	11/12回	9/10回	2/2回	金融関係者としての長年の経験と見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行うとともに、監査役会及び監査等委員会の議案の審議に必要な発言、監査報告等を適宜行いました。
	江 藤 靖 典	10/10回	10/10回	—	法律家としての長年の経験と見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行うとともに、監査等委員会の議案の審議に必要な発言、監査報告等を適宜行いました。

(注) 当社は、2018年6月22日開催の第31回定時株主総会決議に基づき監査等委員会設置会社に移行したため、2018年4月から5月の期間においては、久我英一氏及び井手和英氏は監査役として取締役会及び監査役会に出席しております。また、江藤靖典氏は、2018年6月22日開催の第31回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の取締役（監査等委員）とは異なります。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額 89百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 165百万円

(3) 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務等を委託し対価を支払っております。

(4) 責任限定契約に関する事項

会計監査人と当社との間で、会社法第427条第1項に定める契約の締結はいたしておりません。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告する方針です。

また、当社では、会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合は、監査等委員会の決定に基づき、当該会計監査人を不再任とする方針です。

記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、金額以外の数字及び1株当たり情報につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	181,627
現金及び預金	16,971
受取手形及び売掛金	52,275
未収運賃	2,732
有価証券	19,926
商品及び製品	21,809
仕掛品	22,703
原材料及び貯蔵品	6,819
その他	38,485
貸倒引当金	△95
固定資産	619,855
有形固定資産	461,321
建物及び構築物	241,558
機械装置及び運搬具	31,607
土地	129,344
リース資産	14,909
建設仮勘定	35,843
その他	8,057
無形固定資産	5,215
投資その他の資産	153,318
投資有価証券	24,403
繰延税金資産	55,086
退職給付に係る資産	882
金銭の信託	56,901
その他	17,461
貸倒引当金	△1,416
資産合計	801,483

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	172,314
支払手形及び買掛金	33,132
短期借入金	9,002
1年内返済予定の長期借入金	3,845
未払金	57,139
未払法人税等	5,573
預り連絡運賃	1,731
前受運賃	5,821
賞与引当金	8,996
その他	47,072
固定負債	208,425
社債	20,000
長期借入金	75,119
安全・環境対策等引当金	1,879
災害損失引当金	4,613
退職給付に係る負債	58,803
資産除去債務	1,603
その他	46,405
負債合計	380,739
(純 資 産 の 部)	
株主資本	410,541
資本金	16,000
資本剰余金	233,983
利益剰余金	160,558
その他の包括利益累計額	4,312
その他有価証券評価差額金	11,677
繰延ヘッジ損益	129
為替換算調整勘定	112
退職給付に係る調整累計額	△7,608
非支配株主持分	5,890
純資産合計	420,743
負債純資産合計	801,483

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		440,358
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	273,001	
販売費及び一般管理費	103,471	376,473
営業利益		63,885
営業外収益		
受取利息	69	
受取配当金	397	
投資有価証券運用益	831	
金銭の信託運用益	1,849	
雑収入	670	3,817
営業外費用		
支払利息	945	
雑損失	217	1,163
経常利益		66,539
特別利益		
工事負担金等受入額	16,360	
その他	2,199	18,560
特別損失		
固定資産圧縮損	16,176	
災害による損失	847	
災害損失引当金繰入額	446	
その他	3,191	20,661
税金等調整前当期純利益		64,438
法人税、住民税及び事業税	10,060	
法人税等調整額	4,666	14,727
当期純利益		49,711
非支配株主に帰属する当期純利益		471
親会社株主に帰属する当期純利益		49,240

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	97,042
現金及び預金	1,673
未収運賃	2,567
未収金	41,985
有価証券	11,226
販売用不動産	8,434
未成工事支出金	19,460
貯蔵品	6,428
その他の流動資産	5,266
貸倒引当金	△0
固定資産	535,893
鉄道事業固定資産	72,485
関連事業固定資産	244,983
各事業関連固定資産	19,140
建設仮勘定	29,502
投資その他の資産	169,780
投資有価証券	19,254
関係会社株式	41,869
長期前払費用	5,689
繰延税金資産	46,429
金銭の信託	56,901
その他の投資等	1,670
貸倒引当金	△72
投資損失引当金	△1,961
資産合計	632,935

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	127,983
1年内返済予定の長期借入金	3,000
未払金	77,308
未払法人税等	727
預り連絡運賃	1,731
預り金	2,669
前受運賃	5,711
前受金	25,832
賞与引当金	5,515
ポイント引当金	662
その他の流動負債	4,825
固定負債	146,231
社債	20,000
長期借入金	65,000
退職給付引当金	43,557
安全・環境対策等引当金	1,879
災害損失引当金	4,613
債務保証等損失引当金	806
資産除去債務	131
その他の固定負債	10,242
負債合計	274,215
(純資産の部)	
株主資本	347,481
資本金	16,000
資本剰余金	234,021
資本準備金	171,908
その他資本剰余金	62,113
利益剰余金	97,459
その他利益剰余金	97,459
固定資産圧縮積立金	5,951
繰越利益剰余金	91,507
評価・換算差額等	11,239
その他有価証券評価差額金	11,239
純資産合計	358,720
負債純資産合計	632,935

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
鉄道事業		
営業収益	172,209	
営業費	145,442	
営業利益		26,767
関連事業		
営業収益	49,707	
営業費	30,746	
営業利益		18,960
全事業営業利益		45,728
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	6,436	
投資有価証券運用益	806	
金銭の信託運用益	1,849	
投資損失引当金戻入額	255	
物品売却益	91	
雑収入	167	9,617
営業外費用		
支払利息	640	
債務保証等損失引当金繰入額	768	
雑支出	155	1,563
経常利益		53,782
特別利益		
工事負担金等受入額	16,350	
その他	2,015	18,366
特別損失		
固定資産圧縮損	16,165	
災害による損失	960	
災害損失引当金繰入額	446	
その他	1,782	19,354
税引前当期純利益		52,793
法人税、住民税及び事業税	3,050	
法人税等調整額	5,488	8,539
当期純利益		44,254

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月2日

九州旅客鉄道株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 磯 俣 克 平 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 知 範 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 圭 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、九州旅客鉄道株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州旅客鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月2日

九州旅客鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 磯 保 克 平 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 知 範 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 圭 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、九州旅客鉄道株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、または直接赴いて調査をいたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることについて確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為や法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月7日

九州旅客鉄道株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	久 我 英 一 ㊟
監査等委員（常勤）	後 藤 靖 子 ㊟
監査等委員	井 手 和 英 ㊟
監査等委員	江 藤 靖 典 ㊟

(注) 監査等委員久我英一、井手和英及び江藤靖典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

日時 2019年6月21日(金) 午前10時 (受付開始時刻 午前9時)

場所 ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間

福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号 電話 092-482-1111 (代表)

※会場には、本総会専用の駐車場のご用意はございません。

※当日は大変混雑することが予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

※株主総会における粗品等の配布は予定しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

アクセス JR線・地下鉄空港線 「博多駅」博多口より徒歩約3分



株主総会会場

ホテル日航福岡
本館3階 都久志の間



ユニバーサルデザイン(UD)の
考えに基づいた
見やすいデザインの文字を
採用しています。

